添付資料２　法令

海外法令

－　ＲｏＨＳ指令　－

情報更新日　2006/01/06

法令の名称　電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令 2002/95/EC
Restriction of the use of Certain Hazardous Substances in Electrical and Electronic Equipment

適用地域　欧州連合加盟国

施行（予定）　2003 年 02 月 13 日

法令の目的　電気電子機器に含まれる有害物質の使用制限の加盟国内統合し，人の健康の保護および廃電気電子機器の環境に健全な再生ならびに処分に寄与することである。

適用対象　(1)大型家庭用電気製品
(2)小型家庭用電気製品
(3)IT および遠隔通信機器
(4)民生用機器
(5)照明装置
(6)電動工具(据え付け型の大型産業用工具を除く)
(7)玩具，レジャーおよびスポーツ機器
(8)自動販売機類含む電球および家庭用照明器具

適用除外　(1)医療用デバイス（すべての移植製品および感染した製品を除く）
(2)監視および制御機器
(3)2006 年 7 月 1 日より前に上市された電気電子機器の補修用スペアパーツ
(4)2006 年 7 月 1 日より前に上市された電気電子機器の再利用

法令のポイント　2006 年 7 月1日以降上市する製品は次の特定化学物質を非含有とする。
鉛，水銀，六価クロム，ポリ臭化ビフェニール(PBB)またはポリ臭化ジフェニールエーテル(PBDE)は 0.1wt%以下、カドミウムは 0.01wt%以下

法令の背景　廃電気電子機器が急増（1998 年の 600 万トンの廃電気･電子機器の発生が毎年 3 から 5%で増加し，12 年で 2 倍量になる）し，廃電気電子機器の 90%以上が，有害物質に対する適切な前処理なしで処分されていて，環境に関する大きな危機感があった。

法令の構成　本文 11 条付属書 1 文書
最大許容濃度は，第 5 条により，2005 年 8 月 19 日に設定する修正が行われた。
2005 年 10 月 25 日に ANNEX の修正及び追加が告示された。

法令の解説　RoHS 指令制定の背景は，EU 委員会が議会と理事会に法案を提出したときに，同時に発行された説明文書（EXPLANATORY MEMORANDUM 2000 年 6 月 13 日）で説明がされています。

これを受けて前文が記述されています。説明文書の序文で廃電気電子機器の急増（1998 年の 600 万トンの廃電気･電子機器の発生が毎年 3 から 5%で増加し，12 年で 2 倍量になる）し，廃電気電子機器の 90%以上が，有害物質に対する適切な前処理なしで処分されていて，環境に関する大きな危機感を示されています。

(1)焼却による影響

水銀：36 トン／年排出

カドミウム：16 トン／年排出

不燃材を焼却する際に銅が触媒となりダイオキシンが形成されるリスクが高い。

臭素化難燃材を焼却する際に臭素化ダイオキシン類が発生する恐れがある。

廃電気電子機器には PVC（塩化ビニール）を含むが，焼却により煙道ガスの残渣量と有害性により PVC は焼却に適さない。

(2)埋め立てによる影響

廃電気電子機器に含まれる様々な物質により，管理型埋立地に埋め立てても長期にわたっては金属や化学物質が土壌に浸透する。

(3)リサイクルへの影響

臭素化難燃剤を含むプラスチックは，射出成形時にダイオキシン等を生成するリスクがあり，鉛やカドミウム等の重金属を含む廃電気電子機器のリサイクルによって，大気中に有害物質が排出される。

これらを背景にして，廃電気電子機器による汚染から土壌，水や大気を保全するために，廃棄物の発生の回避と，発生するものについて有害性を減少させることを目的とする指令として検討されました。

添付資料２　法令

海外法令

－　ＷＥＥＥ指令　－

情報更新日	2006/01/06
法令の名称	廃電気電子機器指令　2002/96/EC and Electronic Equipment 廃電気電子機器指令　2002/96/EC 指令　2002/96/EC Waste Electrical and Electronic Equipment
適用地域	欧州連合加盟国
施行（予定）	2003 年 2 月 13 日
法令の目的	廃電気電子機器（WEEE）の予防を最優先目的とし、廃棄物の処分を減らすため WEEE の再使用、リサイクル、および他の方法による再生をする。
適用対象	(1)大型家庭用電気製品 (2)小型家庭用電気製品 (3)IT および遠隔通信機器 (4)民生用機器 (5)照明装置 (6)電動工具(据え付け型の大型産業用工具を除く) (7)玩具、レジャーおよびスポーツ機器 (8)医療用デバイス（すべての移植製品および感染した製品を除く） (9)監視および制御機器 (10)自動販売機類
適用除外	安全保障、武器、軍事物資および戦争機材に不可欠な利益の保護に関連する機器
法令のポイント	2005 年 8 月 13 日以降 (1)家庭ごみから廃電気電子機器（WEEE）を生産者が費用を負担して回収する。 (2)上市（じょうし）する製品は、規定のマーク(ANNEXⅣ)を貼付する。 WEEE 指令は ELV（廃自動車）指令や廃電池指令と一体となって検討されて、1998 年 4 月に第1次草案が提案された。廃電気電子気機器の生産者による無償回収やリサクル義務の法規制など、EU 加盟国による異なった仕組みをEU全体で統一する仕組みとして検討され2003年2月に公布された。
法令の背景	安全保障、武器、軍事物資および戦争機材に不可欠な利益の保護に関連する機器 2005 年 8 月 13 日以降 (1)家庭ごみから廃電気電子機器（WEEE）を生産者が費用を負担して回収する。 (2)上市（じょうし）する製品は、規定のマーク(ANNEXⅣ)を貼付する。
法令の構成	本文 19 条
法令の解説	WEEE 指令は本文が19条と付属書（ANNEX）が5文書で構成されています。WEEE 指令は、EC 条約第 174 条による「ヒトの健康と環境の保護に寄与」することが大きな目的で、このために、廃電気電子機器を予防（削減）することが必要となり、この手段として最終処分量を減らすことを目標に、再使用、再生、リサイクルを推進するという順序になっています。 条文の構成は、第 1 条に明確にされている廃電気電子機器の予防の目的のために、リユース、リ

サイクルをすることができるように、第 4 条(設計、生産)、第 5 条（分別回収）、第 6 条（処理）や第 7 条（再生）が要求されています。このリユース、リサイクルのフローを支援するために、第 8 条（生産者費用負担制度）、第 9 条（B to B 製品の費用負担）、第 10 条（消費者への情報公開）や第 11 条（処理施設への情報提供）などの仕組みがあります。RoHS 指令は、これらのリサイクルのフローが途絶えないように有害物質の使用を制限する位置づけになっています。また、第 2 条（範囲）、第 3 条（用語の定義）、第 12 条（情報及び報告）、第 13 条（科学及び技術への進歩）や第 14 条以降の手続き関連条項があります。

添付資料２　法令

海外法令
－　ＥｕＰ指令　－

情報更新日	2006/01/06
法令の名称	EuP 指令 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-using products and amending Council Directive 92/42/EEC and Directives 96/57/EC and 2000/55/EC of the European Parliament and of the Council
適用地域	欧州連合加盟国
施行（予定）	2005 年 7 月 22 日
法令の目的	指令 92/42/EEC 、指令 96/57/EC 及び 指令 2000/55/EC のエコデザイン要求の統合
適用対象	エネルギー（電気、化石燃料及び再生可能エネルギー源）使用製品（EuPs） EU における年間販売台数 20 万台以上の機器 1600/2002/EC（第 6 次環境行動計画）による環境影響の大きい機器 過度のコストをかけずに、環境影響を著しく改善する可能性のある機器 2007 年 7 月 6 日の作業計画策定までの移行期間では次が対象 暖房及び温水機器、電気モーターシステム、家庭及び第三セクターの照明、家庭用電気製品、家庭及び第三セクターの事務機器、民生用電子機器及び暖房･換気･空調システム
適用除外	輸送機器
法令のポイント	EuP 指令は WEEE 指令や RoHS 指令と一体になって検討されていた。天然資源消費及びエネルギー消費による環境影響の継続的改善を過度の費用を必要としない場合に推奨する。 EuP の生産者は、製品ライフサイクルアセスメントを実施し、EuP のエコロジカル･プロフィルを作成せねばならない。エコロジカル･プロフィルは、環境関連の製品特性と、製品ライフサイクルを通じた測定可能な物理的な量で表す。 上市前に CE 適合マークに貼付が必要であり、不適合製品は上市の禁止や回収しなくてはならない。 各加盟国は EuP 指令に整合した国内法を整備し 2007 年 8 月 11 日より前に施行する。
DfE 留意事項	製品のライフサイクルアセスメントを行い自己適合宣言して、CE マークを貼付する。
法令の背景	エネルギー使用製品の環境配慮設計基準、方法や行政処置が加盟国間で異なることによる貿易障壁及び不公平な競争を防ぐことが必要になっている。 2005 年 2 月に京都議定書が発効したことで、地球温暖化ガスの削減目標（EU 90 年度比 8%削減）が決まり、規制の強化も必要になっている。
法令の構成	本文　27 条 ANNEX 8 法令の解説 EuP 指令は「framework」指令で日本の法体系の「基本法」に似たもので、具体的な規制は個別指令が公布、既存の指令の改正がされます。EuP 指令は、EC 条約第 95 条で公布されましたので、EU 加盟国内では規制内容は統一されます。

1.既存の指令の統合･改正

次の指令は、環境設計（**ecodesign**）は統合されます。

･指令 **92/42/EEC**：液体またはガス燃料を使用する新設給湯ボイラーの効率要求（**new hot-water boilers fired with liquid or gaseous fuels**）

･指令 **96/57/EC**：家庭用電気冷蔵庫、冷凍庫、冷凍冷蔵庫のエネルギー効率要求（**energy efficiency requirements for household electric refrigerators, freezers and combinations thereof**）

･指令 **2000/55/EC**：蛍光灯安定器のエネルギー効率要求（**energy efficiency requirements for household electric refrigerators, freezers and combinations**，**ballasts for fluorescent lighting**）

指令 **92/42/EEC** のボイラーのエネルギー性能のスター評価制度は修正されます。

次の指令は、他の指令との関連で廃止されます。

･指令 **78/170/EEC**：新築、既存非工業用建物の暖房器、給湯器並びに新築非工業用建物の断熱及び給湯に関する要求（**the insulation of heat and domestic hot-water distribution in new non-industrial buildings have been superseded by provisions**）

･指令 **86/594/EEC**：家庭用機器から放出される空気伝播騒音要求（**airborne noise emitted by household appliances lays down the conditions under which publication of information on the noise emitted**）

2.前文のポイント

EuP 指令には、指令制定の背景、理念などが **42** 文節記載されています。前文を理解すると要求事項の狙いが理解できます。

前文のポイントを紹介します。

･**EuPs**（**energy-using products**）の待機中及びオフ時のエネルギー消費の必要最低限までの削減する。

･強制的規制より業界自主規制が迅速、低コストで政策目標を達成できる場合は、自主規制を優先する。

･**EuPs** を域内に上市し自由に移動させるために「**CE** 適合マーク」の表示をする。

･現行の有害物質に関する規制は **EuP** 規制を整備するうえで配慮する。

･**EuP** 指令は **WEEE** 指令、**RoHS** 指令、特定危険物質及び調剤の上市と使用制限指令（**76/769/EEC**）を補完する。既存の指令と相乗効果による影響力の強化と一貫性のある要求とする。

3.上市

対象となる **EuPs** が **CE** 適合マークが貼付されている場合のみ上市できます。

当局は、製品サンプルを取り寄せて適合性試験を行い、不適合である場合はその **EuP** の上市を禁止できます。

不適合が続く場合は、上市の制限、禁止し、市場から回収することが、要求されています。

4.適合性評価

製造者は、**EuP** の上市前に、適用される措置のすべての関連規定との適合性評価を実施することが要求されています。適合性評価の手順は、実施処置により特定しておかなくてはなりません。対象 **EuP** が **EMAS**（共同体環境管理、監査スキーム）の登録機関で設計されれば、管理システムは付属書 **V**（適合性評価のための管理システム）に適業していることと見做されます。

5.文書管理

製造者は対象製品の最後の製造から **10** 年間にわたって、適合性評価に関連した文書を加盟国が検査できるように保管しなくてはなりません。関連文書は、当局の要請を受けて **10** 日以内に提出しなくてはなりません。関連文書は共同体の公用語の一つにより作成しなくてはなりません。

6.構成部品及びサブアッセンブリー

EuP 指令の対象となる **EuP** の製造者に対して、サプライヤーに構成部品及びサブアッセンブリーの構成材料、エネルギー消費量、原材料及び資源についての必要な情報提供が求める場合があります。

7.エコロジカル・プロファイル

生産者はエコロジカル・プロファイルを作成しなくてはなりません。エコロジカル・プロファイルは必要な場合は消費者にも情報公開しなくてはなりません。エコロジカル・プリファイルは、**EuP** の要求事項（第 **15** 条）により、ライフサイクル全般にわたる環境影響を原材料、排出物、廃棄物などのインプットとアウトプットで測定可能な物理量で表したものです。**ANNEX I** で包括的環境設計要求事項の設定方法が記載されています。

(1)環境設計パラメータ

・原材料の選択と使用
・製造
・包装、輸送、流通
・据付、保守
・使用
・廃棄

(2)環境側面

・材料・エネルギー・水、その他資源の予想消費
・大気・水・土壌への予想排出
・騒音・振動・放射線・電磁界などの物理的影響による予想汚染
・廃材料の予想排出など

(3)環境側面改善のための別のパラメータ

・製品重量・容積

・リサイクル材料使用
・ライフサイクル全般エネルギー消費量
・ヒトの健康と環境への有害物質の使用
・消耗品の量と性質
・リサイクルの容易性
・中古構成材料組み込み
・廃棄物発生量
・有害廃棄物発生量など

添付資料２　法令

海外法令

－　ＥＬＶ指令　－

情報更新日	2006/01/06
法令の名称	ELV 指令
DIRECTIVE	2000/53/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 September 2000 on end-of life vehicles
適用地域	欧州連合加盟国
施行（予定）	2000 年 10 月 21 日 2002 年 6 月 29 日　ANNEXⅡ 改正 2005 年 9 月 30 日　ANNEXⅡ 改正
法令の目的	廃自動車を防止し、さらに、廃棄物の削減のための廃自動車とその部品の再使用、ﾘｻｲｸﾙ、ならびに他の形の再生を目指し、また自動車のﾗｲﾌｻｲｸﾙに関わる従事者、特に廃棄自動車の処理に直接関わる従事者の全ての環境的業績の改善を目的とする手段を策定する。
適用対象	自動車指令（70/156/EEC）に定められたカテゴリ M 及びカテゴリ N の自動車 カテゴリ M ： 乗用車であって乗員 4 名以上の 4 輪車及び重量 1 ﾄﾝ以上の 3 輪車 カテゴリ N ： 貨物車であって 4 輪車及び重量 1 ﾄﾝ以上の 3 輪車
適用除外	原動機付き三輪車
法令のﾎﾟｲﾝﾄ	全ての ELV が公認処理施設に引き渡されることの保証 処理施設は、所管官庁の許可取得又は登録を義務づける 最終所有者に負担をかけない ELV 回収の保証 処理施設での ELV の引渡が最終所有者の負担なしに実施されることを保証 2002 年 7 月 1 日以降に販売される自動車、及び、2007 年 1 月 1 日以降に発生する全ての廃車を対象 ﾘｻｲｸﾙの目標の設定
DfE 留意事項	自動車の材料及び部品に、鉛、水銀、ｶﾄﾞﾐｳﾑ、6 価ｸﾛﾑを含ませない。 ﾘｻｸﾙが容易な設計、生産及びﾘﾕｰｽ
法令の背景	毎年共同体内に出る廃棄自動車ゴミは 800 万から 900 万ﾄﾝに及ぶので、これを正しく管理しなくてはならない。 予防原則を実行し、廃棄物管理に対する共同体の戦略に調和するために、廃棄物の生成はできるかぎり避けられなければならない。 基本的原則は、廃棄物は再使用および再生されるべきで、再使用とﾘｻｲｸﾙが優先されるべきである。これらの状況から、廃自動車に関する加盟国の対策の統一が必要となった。
法令の構成	本文 13 条 付属書 2 文書 付属書Ⅱは 2002 年 6 月 29 日に改正された 付属書Ⅱは 2005 年 9 月 30 日に改正された
法令の解説	1. 前文の概要

前文に指令の制定背景、目的や方向性が示されています。
廃自動車に関する加盟国の対策を調和することは、二つの目的があります。
1)自動車の環境に与えるインパクトを最低限にし、環境の質とエネルギー保存の保護、保存、と改善に貢献する。
2) 域内市場の円滑な運営と、共同体内の競争のゆがみを避ける。このため、加盟国のアプローチの統一性を保証するために、共同体全体の枠組みが必要となります。とりわけ、補助金の原則と汚染者の支払い原則を考えに入れた、リサイクルやリカバリーできる自動車の設計、回収および処理施設の必要条件、並びに再使用、リサイクルおよびリカバリー目標の達成を目的としています。予防処置が自動車のコンセプトの段階からとられ、自動車に含まれる有害物質の削減と管理するのが重要となります。有害物質では、とりわけ、鉛、水銀、カドミウム、6 価クロムの使用は禁止されるべきとしています。これらの特定重金属は、定期的に見直されるリストに従った特定の応用にのみ使われるようにし、特定の材料やコンポーネンツがシュレッダーダストになったり、焼却あるいは埋立地に処分されることを防ぐことを狙っています。また、廃自動車からのプラスチックのリサイクルは、継続して改善する必要があります。EU 委員会は、PVC (塩ビ) が環境に与えるインパクトを調査中で、この作業に基づき、乗物に対する考察も含めて PVC の利用について、最も適切な提案を行なうとしています。

2.規制概要
ELV 指令の条項構成は WEEE 指令と RoHS 指令と類似しています。
主要項目の概要は次のようになっています。
(1)加盟国の支援 (第 4 条予防)
加盟国は、廃棄物の防止を促進するため
(a)自動車への有害物質の使用を制限し、自動車のコンセプトの段階からの有害物質の削減し、特に有害物質が環境に放出されるのを防ぎ、リサイクルを容易にし、有害廃棄物を処分する必要を避けることを、自動車製造業者ならびに、その連携する材料および装置製造業者に促し;
(b)解体、再使用および再生、特に廃自動車とその部品、材料のリサイクルを考慮し、促進する新しい自動車の設計と生産を促し;
(c)リサイクル材料の市場を開発するために、自動車製造業者ならびにその連携する材料および装置製造業者に対し、量が増加しているリサイクルされた材料を自動車と他の製品に統合することを促す。
(2)特定有害物質 (第 4 条予防)
2003 年 7 月1日以降に上市する自動車の材料及び部品に、鉛、水銀、カドミウム、6 価クロムを含まないことを加盟国は保証しなければなりません。
最大許容濃度は、ANNEXⅡの Notes に次が記載されています。
鉛、6 価クロム及び水銀:均質物質 (homogeneous material) あたり 0.1wt%
カドミウム:均質物質あたり 0.01wt%
2005 年 9 月 30 日の官報で ANNEX が置き換えられましたが、Notes で最大許容濃度の表現が次になりました。

A maximum concentration value up to 0,1 % by weight and per homogeneous material, for lead, hexavalent chromium and mercury and up to 0,01 % by weight per homogeneous material for cadmium shall be tolerated.
2002 年 6 月 29 日の官報では、次のような表現になっていました。
A maximum concentration value up to 0,1 % by weight and per homogeneous material, for lead, hexavalent chromium and mercury and up to 0,01 % by weight per homogeneous material for cadmium shall be tolerated, provided these substances are not intentionally introduced.
2005 年 9 月の修正で「not intentionally introduced」（非意図的添加）の用語が削除されました。

(3)回収(第 5 条)
廃自動車や修理時に廃棄される廃部品の回収システムを構築し、同時にこれら廃棄物が許可された処理施設に移管されるような仕組みを構築しなくてはなりません。
廃自動車の登録抹消のための条件は、許可された処理施設による破壊証明の提示必要となります。
回収費用は、原則生産者負担となります。

(4)処理（第 6 条）
処理施設の要件は、ANNEX（最低要求条件）などに定められています。
ANNEX の項目としては、次のような事項になります。
・処理前の廃自動車の保管場所（一時的保管を含む）の処理のための装置
・処理の場所
・使用済み乗物の浄化のための処理操作
・リサイクルを進めるための処理操作

(5) 再使用ならびに再生の目標（第 7 条）
自動車の安全性とエアーミッションやノイズコントロール等の環境的必要条件の既得権を侵すことなしに、再使用に適した部品の再使用、再使用できない部品の再生、並びに環境的に可能ならばリサイクルを優先して促進するため必要な手段が講じられます。
2006 年 1 月 1 日までの目標値
再生率 85%以上
エネルギー（サーマル）リサイクル 5%以下
2015 年 1 月 1 日までの目標値
再生率 95%以上
エネルギー（サーマル）リサイクル 10%以下
全ての使用済み乗物を対象に、乗物あたり、一年あたりの平均重量の最低 85%へ、再使用と再生を増やすものとする。同じ期限内で、再使用とリサイクルは乗物あたり、一年あたりの平均重量の最低 80%まで増やすものとする。

(6)適用除外（ANNEXⅡ）

2005 年 9 月の改正は 7 月に遡って適用するとし、期限が 2005 年 7 月 1 日までの次項は削除されました。見直し追加がされて 21 項目から 18 項目になりました。

Lead as an alloying element

2(a). Aluminium for machining purposes with a lead content up to 1,5 % by weight

1 July 2008

2(b). Aluminium for machining purposes with a lead content up to 0,4 % by weight.

4. Bearing shells and bushes.

1 July 2008

Lead and lead compounds in components

7(a).Vulcanising agents and stabilisers for elastomers in fluid handling and powertrain applications containing up to 0,5 % lead by weight.1 July 2006

7(b).Bonding agents for elastomers in powertrain applications containing up to 0,5 % lead by weight

9. Copper in friction materials of brake linings containing more than 0,4 % lead by weight. 1 July 2007

11. Electrical components which contain lead in a glass or ceramic matrix compound except glass in bulbs and glaze of spark plugs.

12. Pyrotechnic initiators

Vehicles type-approved before 1 July 2006 and replacement initiators for these vehicles

Hexavalent chromium

13(b).Corrosion preventive coatings related to bolt and nut assemblies for chassis applications.

1 July 2008

Cadmium

17. Batteries for electrical vehicles shall only be allowed as replacement parts for vehicles put on the market before this date.

18. Optical components in glass matrixes used for Driver Assistance Systems

1 July 2007

添付資料２　法令

海外法令

－　ＲＥＡＣＨ規則　－

情報更新日	2006/01/06
法令の名称	欧州化学物質規制（REACH 規則） Regulation of the european Parliament and of the Council
適用地域	欧州連合加盟国
施行（予定）	未定
法令の目的	欧州委員会通知の予防原則により、人の健康、環境に悪影響を与えない物質を製造、上市、輸入または使用することを確実にするのは、製造者、輸入者及び川下ユーザーであるという原則に基づいて、化学品のデータの登録(Registration)、E:データの評価(Evaluation)及び A：認可(Authorization)の規則がさだめられた。
適用対象	すべての新規及び既存化学物質
適用除外	ヒトまたは動物の医薬品（EEC2309/93　2001/82/EC　2001/83/EC） 食品添加剤（89/107/EEC） 食品フレーバー（1999/217/EC） 飼料の添加物（70/524/EEC) 動物栄養剤（82/471/EEC） 放射性物質（96/29/EC） 税関監視下の物質、調剤の中の物質やアーティクル（化学組成より生産過程での形状、デザインなどにより最終用途機能を決定する物質または調剤からなる物質：成形品）中の物質で一時的保管あるいは輸出。
法令のポイント	新規と既存を問わず、化学物質、調剤、成型品（化学品）について、扱い量を基準に登録、評価、認可の要件が定められている。 (1)R：データの登録(Registration) 化学物質を1トン／年以上生産している企業は、金属及び金属化合物を含めてその物質に関するデータを提出する。また、川下ユーザーにも同様に化学物質の用途等についてのデータ提供をする。 登録していない場合は、共同体域内で製造または輸入してはならない。 (2)E:データの評価(Evaluation) 主に生産量が 100 トン／年
法令の背景	従来、EU の化学物質政策は危険物質の分類、包装及び表示に関する指令 67/548/EEC（危険物質指令）や危険な物質および調剤の上市と使用の制限に関する指令 76/769/EEC などにより管理されているが、これらによる化学物質政策は十分な安全が確保できない懸念が示され再評価された。評価結果として、上市されている物質の 99%以上を占める既存化学物質のリスク評価は当局の責任によるが、ほとんどリスク評価がなされていないなどが指摘された。
法令の構成	TITLE　Ⅰ～ⅩⅣ　137 条

ANNEX 18

法令の解説　化学物質政策白書で示された新しい化学物質規制 REACH（Registration ,Evaluation and Authorization of Chemicals）規則が 2003 年 10 月 29 日に欧州委員会から議会に提案されました。REACH 規則案は、Volume1 から Volume6まで、 Annex は 17 の総合計で 1000 ページを超える膨大な資料となっています。
提案された REACH 規則の目的は、第1条 主題で化学物質白書の具体化であることが示されています。

(1)人の健康、環境に悪影響を与えない物質を製造、上市、輸入または使用することを確実にするのは、製造者、輸入者及び川下ユーザーであるという原則
(2)予防原則に関する欧州委員会通知の予防原則（the precautionary principle）による。
REACH 規則案の基本となる登録、評価、認可の要件をまとめると次項になります。
①R：データの登録(Registration)
化学物質を 1 トン以上生産している企業の金属及び金属化合物を含めてその物質に関するデータの提出の義務
川下ユーザーにも同様に化学物質の用途等についてのデータ提供義務
登録していない化学品は、EU で製造または輸入の禁止

②E:データの評価(Evaluation)
生産量が 100 トンを上回る物質を対象は、規制当局が登録されたデータの分析により、物質ごとに更に評価や試験が必要か否かを判断

③A：認可(Authorization)
発癌性（Carcinogenic）、突然変異性（Mutagenic）、生殖毒性（Reprotoxic）の物質(CMRs)と、残留性有機汚染物質(Persistent Organic Pollutants:POPs)が対象
これらの物質の販売･使用は、産業界(生産者)が使用の安全性を科学的に証明することができた場合にのみ認可
登録期限は生産量と有害性により定められています。
生産量が 1,000 トン以上の化学物質及び CMRs 物質　規則発効後 3 年
生産量が 100 トン以上の化学物質　規則発効後 6 年
生産量が 1 トン以上の化学物質　規則発効後 11 年

トン数に依存する提出すべき情報は、生産トン数により入手すべき情報が定められ、扱い量が増えて次のトン数になった場合は、速やかに追加情報の提出をしなくてはなりません。また、化学物質安全報告書の作成義務やリスク試験内容は生産量により異なります。
REACH 規則案では、従来と異なりすべてのリスクを原材料メーカーに求めるのではなく、川下ユーザーによる化学安全性アセスメント及びリスク低減措置を適用し推奨する義務規定により、ユーザーに義務を求めています。

①化学物質安全データシートで知らされたばく露シナリオによる条件以外の使用に対しては

AnnexⅩⅠに従った化学物質安全性報告書の作成
②次の特定されたリスクの適切な管理と適切な措置の特定と適用及び適切な場合の推奨
(a)提供された化学物質安全データシート
(b)川下ユーザー自身による化学安全性アセスメント

③化学安全性報告書を利用できるように常に最新の状態に保持
登録はトン数により段階的に登録期限が定められています。

(1) 3 年以内登録要件
(a) 「危険物質と調剤の分類、表示と包装に関する指令（67/548/EEC）」カテゴリ1及びカテゴリ 2 の発癌性、変異原性または生殖毒性に分類された物質で、規則発効後に製造者または輸入者あたり、1年1トン1度以上生産または輸入された段階的導入物質（phase-in substances）
(b)規則発効後、規則発効後製造者または輸入者あたり、1年1000 トン1度以上生産または輸入された段階的導入物質
(2)6年以内登録要件
規則発効後、規則発効後製造者または輸入者あたり、1年100 トン1度以上生産または輸入された段階的導入物質
(3)11 年以内登録要件
規則発効後、製造者または輸入者あたり、1年1トン1度以上生産または輸入された段階的導入物質

安全データシート（MSDS）の扱いについても規制があります。
(1)安全データシートの要件（Requirements for Safety Data Sheets）
物質または調剤が「危険物質と調剤の分類、表示と包装に関する指令（67/548/EEC）」の危険物質の場合は、上市の責任は製造者、輸入者、川下ユーザーまたは流通者に責任があります。
販売者は、物質または調剤の受領者（購入者）となる川下ユーザーまたは流通者に化学物質安全データシートを提供しなくてはなりません。調剤について安全データシートを作成する時は、サプライチェーンの行為者（Actor）は、化学物質安全性アセスメントを準備しなくてはなりません。危険な物質または調剤が、健康、安全及び環境保護に関する必要措置が使用者によって講じられるに十分な情報が備えていて、かつ一般公衆（General public）に提供または販売されれば、川下ユーザーからの要求がない場合は、化学品安全データシートは提供しなくてもよいとされています。
化学品安全データシートは日付と次項の見出しを含めなくてはなりません。
・物質/調剤と会社/仕事の識別
・ハザードの識別
・組成/成分の情報
・消火措置
・偶発的な放出の対策

・取り扱いと貯蔵
・ばく露管理/人の保護
・物理的及び化学的特性
・安定性及び反応性
・毒物学情報
・生態情報
・処分に対する配慮
・流通情報
・法規制情報
・その他の情報

(2)物質及び調剤に関わる情報のサプライチェーンの上流に伝達する義務
物質または調剤のサプライチェーン中の行為者は、次の情報をサプライチェーンの直上流の行為者または流通者に伝達しなくてはならない。
(a)有害な特性に関する新情報（その使用に関わらず）
(b)提供を受けた化学物質安全データシートのリスクマネジメントの適切性に疑いをもたらすかもしれないすべての情報

(3）作業者の化学物質安全データシートの利用
作業者及び代表者は、その作業工程で使用またはばく露する恐れのある物質に関する化学物質安全データシート及び情報の利用を、雇用者によって認められなければなりません。

(4)川下ユーザーの義務
REACH で新たに出てきた用語に「川下ユーザー」があり、次の義務があります。
物質または調剤中の物質を使用する川下ユーザーは、化学物質安全データシートで知らされたばく露シナリオによる条件以外の使用に対しても化学物質安全性報告書を作成しなくてはなりません。同時に、すべての川下ユーザーは次項で特定されたリスクを適切に管理し、適切な措置の特定と適用を行い、適切な場合は推奨しなくてはならない。
(a)提供された化学物質安全データシート
(b)川下ユーザー自身による化学安全性アセスメント
川下ユーザーはその化学安全性報告書を利用できるようにし、常に最新の状態に保持しなくてはなりません。なお、ポリマーの評価は免除されています。
試験分析は GLP 指令（87/118/EEC）を順守する必要があります。

添付資料２　法令

海外法令

－　ＥＵ委員会　－

◆EU 委員会　環境総局関係

http://europa.eu.int/comm/environment/index_en.htm

◆2005 年 5 月に EU 委員会から発行された FQA

http://europa.eu.int/comm/environment/waste/pdf/faq_weee.pdf

◆2005 年 12 月のインターネットコンサルテーションの項目と背景（15 項目）

http://europa.eu.int/comm/environment/waste/rohs_4_consult.htm

◆2005 年 9 月のインターネットコンサルテーションの項目と背景（23 項目）

http://europa.eu.int/comm/environment/waste/rohs_3_consult.htm

◆2004 年 12 月のインターネットコンサルテーションの項目と背景（22 項目）

http://europa.eu.int/comm/environment/waste/rohs_consult.htm

◆UK　DTI 関係　2005 年 11 月

Perchardsreporthttp://164.36.164.20/sustainability/weee/Perchardsreport_November05.pdf

2005 年 11 月

Guidance Notes（RoHS）

http://164.36.164.20/sustainability/weee/RoHS_Guidance_November05_Final.pdf

2004 年 7 月

Guidance　Notes　（WEEE）　http://164.36.164.20/sustainability/weee/WEEEguidance_draft.pdf

◆ＥＵ加盟国でのＷＥＥＥならびにＲｏＨＳの国内法化の概要

（2005/11 に公開されたパーチャーズの産業環境管理協会による仮訳）

添付資料２　法令

その他 EU(欧州連合)加盟国での WEEE(廃電気・電子機器指令)ならびに RoHS(特定物質の使用制限指令)の国内法化

英国 RoHS 規則は現在公表中であり、また WEEE 規則も間もなく公表される見込みである。そのため、欧州議会ならびに委員会指令 2002/96/EC(“WEEE 指令”)および 2002/95/EC(“RoHS 指令”)の英国での法制化に向けた作業はほぼ完了しつつある。

参考資料として、DTI(英国貿易産業省)は 2003 年にパーチャーズに対し、WEEE 関連措置ならびにその他欧州連合加盟国で展開されている国内法化案に関する一連の簡潔な現状報告を提出するよう委託した。

これは第７版の報告書であり最終報告書であるが、パーチャーズは状況の進展の監視を継続する予定であり、最新情報は以下のウェブサイトで確認できる www.perchards.com.

本報告書は、当局ならびに産業界のさまざまな情報源から選び抜いたものである。未採択法規の予想される形を包む情報は、国内法化が未完のいくつかの加盟国における最終的な形を必ずしも表してはいない。

パーチャーズ
2005 年 11 月

WEEE ならびに RoHS 指令の国内法化の要約			
	オーストリア	ベルギー	キプロス
国内法化の推移	廃棄物管理法 改正 2004 年 12 月 電子製品条例(EAG-Verordnung) 採択 2005 年 4 月 廃棄物管理責任条例 発布 2004 年 12 月	RoHS 指令の国内法 2004 年 10 月 製造者責任法 改正 2004 年 11 月 フランダース政府 2005 年 4 月 ワロン地域政府 2004 年 7 月 ブリュッセル首都圏地域政府 地域との 2001 レキュペル(Recupel)誓約改正中	RoHS ならびに WEEE 指令の国内規則化 採択 2004 年 7 月
主要期日	登録：2005 年 9 月 30 日 引取：2005 年 11 月 1 日	登録：2005 年 9 月 1 日（各システムに対し） 引取：2002 年より	登録：2005 年 10 月 31 日
企業－消費者間(B2C)WEEE 回収	地方政府は、消費者向けに無料回収を行う。 生産者は、地方政府に対して施設基盤整備の総額を補償する。 小売業者での折半引取。 プロデューサー・システムは、小売業者ならびに消費者からの無料引取施設を行政単位区に最低 1 ヶ所は設置する。	地方政府は、をコンテナパークにおいて無料回収を行う。 小売業者による折半引取 レキュペルは、小売業者ならびに地方政府に回収の補償をする。	地方政府は WEEE 回収の義務を負わない。 生産者は、WEEE 管理の全費用を負担する。
従来の企業－消費者間 WEEE ならびに可視料金	最終四半期の市場シェアに比例して、全生産者が共同で出資する。 可視料金は任意で、小売業者に支払義務なし。	従来の家庭からの WEEE は、市場シェアに比例して全生産者、もしくは個人の財務保証により共同で費用負担する。	指令どおり。
新規の企業－消費者間 WEEE ならびに財務保証	会員制の共同スキームであるため保証の必要性は排除される。 共同スキームでは保証提供を必要としない。	個々の承認者からのみ必要となる。 回収、処理およびリサイクルの推定費用に対して、2011 年まで可視料金を許可する(2013 年には大型機器も対象)。	指令どおり。
企業間(B2B)WEEE 責務	二重使用は、ガイドラインの範囲内であれば可能。 生産者は、代用品を供給するならば、従来の家庭から以外の WEEE の費用を支払わねばならない。それ以外は最終使用者の責任である。	生産者は、代用品を供給するならば、従来の非家庭からの WEEE の費用を支払わねばならない。それ以外は最終使用者の責任である。	指令どおり
国内登録	環境庁	生産者は、レキュペルとのみ共同で登録。 個々の企業は、3 地域の環境庁に登録する。	生産者は農業・天然資源・環境省の環境部局に登録せねばならない。
情報センター	Elektroaligerate・Koordin-lerungsstelle Austria GmbH 業界が保有ならびに管理。	要求されない。1 システム	要求されない。1 システム
共同システム	UFH Altiampen UFH Elektroaltgeraet ERA EVA ERP	レキュペル(6 部門)：カテゴリー7、8、9、10 には現在のところ共同システムなし。 個々の承認には 3 地域の環境庁による認可が必要である。	商工会議所が 2005 年 8 月に設立した EDHHA は約 16 輸入業者が出資および所有している。

WEEE ならびに RoHS 指令の国内法化の要約			
	チェコ共和国	デンマーク	エストニア
国内法化の推移	廃棄物法改正 2005 年 1 月 EEE ならびに WEEE の管理、および出資の詳細に関する法令 2005 年 9 月	RoHS 指令の国内法化 2004 年 10 月 WEEE 管理に関する法定命令 2005 年 6 月	RoHS 指令の国内法化 2004 年 4 月 廃棄物法(1998 年制定) 最終改定 2005 年 7 月 WEEE に関する政府規制 2004 年 12 月 中央登録制度に関する規制－未解決
主要期日	登録：2005 年 10 月 12 日	登録：2006 年 1 月 1 日 引取：2006 年 4 月 1 日	登録：2006 年 3 月 30 日予定
企業－消費者間(B2C)WEEE 回収	生産者は、分別回収ための費用を負担する。容器製造者がコンテナを供給し、地方政府が回収する。 小売業者による折半引取で、消費者の負担はない。	地方政府は、十分な無料回収場所を用意し、収集体制を政府主体もしくは生産者との共同で組織化する。 小売業者は WEEE を原則折半で受け容れる。	生産者は、WEEE 管理に係る全ての費用を負担する。 小売業者による折半引取。 10km 圏内に業者の回収場所がない場合は、小売業者が、販売したあらゆる種類の WEEE を引取る。
従来の企業－消費者間 WEEE ならびに可視料金	市場シェアによる。 1 カテゴリーに 1 システムのみ認められた。全ての生産者に加入義務。 可視料金は任意。	2006 年 3 月 31 日以前に市場に出た製品からの WEEE の費用は、市場シェアに比例して共同で負担する。	市場シェアに比例して、全生産者が費用を負担する。 可視料金は未規定。
新規の企業－消費者間 WEEE ならびに財務保証	共同システム会員は、従来の WEEE と同様に新規 WEEE に従う。 個別に応じる生産者からのみ保証が必要となる。	各承認者が保証を与えねばならない。 30%以上の市場シェアを有する会員があれば、共同スキームは適用除外となる。	市場シェアによる。 個別に応じる生産者からのみ保証が必要となる。
企業間(B2B) WEEE 責務	生産者は登録するが、保証は必要ない。 新規の WEEE：購入者の同意がなければ生産者の責任。従来の WEEE は、原則折半での費用負担のみ。	代替案への同意がなければ、新規の WEEE には製造者責任。従来の WEEE は製造者が原則折半で負担、もしくは最終使用者が支払い。	WEEE は、生産者が原則折半での費用負担。
国内登録	環境省の責務 生産者は、2005 年 10 月 12 日までに登録申請。	WEEE システム	政府管理下の環境情報センター(EEIC)。
情報センター	現在のところ要求なし。 １カテゴリーにつき 1 システムのみ。	WEEE システム	なし
共同システム	Elektrowin、Ekolamp、 Retela、REMA、Asekol 政府は、どのカテゴリーをどのシステムが扱うかを 2005 年 12 月に選択する。	EPA Elretur Denmark が 2006 年 4 月より稼動。	EES－Ringlus その他システムが準備中。

WEEE ならびに RoHS 指令の国内法化の要約			
	フィンランド	フランス	ドイツ
国内法化の推移	廃棄物法 改正 2004 年 6 月 RoHS ならびに WEEE 指令の国内法化完了の条例 採択 2004 年 9 月	EEE 設定ならびに WEEE 排除に関する法令 2005-829 号 2005 年 7 月 RoHS、共同システムならびに個別システムに関する詳細を規制する準法令を約束 2005 年 12 月採択予定	WEEE 法 (ElektroG) が WEEE ならびに RoHS 指令を国内法化 2005 年 3 月 23 日 登録ならびに情報センターの料金を規定する条例 (EAR) 2005 年 7 月 12 日
主要期日	登録：2005 年 5 月 15 日	登録：2006 年 6 月予定	登録：2005 年 11 月 24 日 引取：2006 年 3 月 24 日
企業－消費者間 (B2C)WEEE 回収	小売業者による折半引取(もしくは、小売業者は消費者に対して代替回収についての情報提供をしなければならない)。 回収の組織化ならびに基金化の責を負う生産者は、地元当局もしくは廃棄物処理業者と契約してもよい。 回収可能な WEEE はすべて回収する。4kg 以上	生産者は、分別回収のために個別のシステムを構築するか、もしくは分別回収で生じた超過費用(非特定の超過費用)を自治体に補償する情報センターの費用を支払う。 小売業者での折半引取は、承認システムに任せてもよい。	地方政府は回収のための出資をし、自身が WEEE 管理をおこなってもよい。 地方政府は、コンテナ回収義務を最も果たしていない生産者を通告する情報センターに対し、引取要請を送る。 小売業者もしくは生産者は、消費者より引取りをおこなってもよい。
従来の企業－消費者間 WEEE ならびに可視料金	生産者は､市場シェアに比例して従来の WEEE の費用を負担する。 可視料金は任意である－実費用は 2011 年 2 月まで提示される(カテゴリー1 は 2013 年まで)。	生産者は、市場に出た EEE に比例して費用を分担する。 可視料金は、全供給プロセスにわたり強制である。	昨年の市場シェア、ならびに市場に出たものの先月の実質シェアによる。 可視料金は任意。
新規の企業－消費者間 WEEE ならびに財務保証	保証は、個々の承認者からのみ必要となる。	いかなる期日であれ市場に出た EEE に比例原則が適用される。 保証は、個々の承認者からのみ必要となる。	市場シェア、もしくは各回収所での所轄 WEEE 区分による。 全ての B2C 生産者は、保証を提供しなくてはならない。3 種の保険 GSA､ZVEI､Phillips に基づくシステム。
企業間(B2B) WEEE 責務	代替案への同意がなければ、生産者は 2005 年 8 月 13 日以降に市場に出た B2B WEEE に対して責務を負う。 代替品が購入されれば、生産者は 2005 年 8 月 13 日以前の WEEE に係る費用を負担する。それ以外は最終使用者が支払う。	新規の EEE：別の合意がない限り生産者が責務を負う。 従来の B2B EEE：別の合意がない限り、たとえ代替品が購入されても最終使用者が責務を負う。 いくつかの大型機器には、強制的な可視料金が課せられる。	従来の B2B EEE の処理費用は、最終使用者が負担するが、使用者と生産者は、交渉し異なる取り決めをしてもよい。 代替案への同意がなければ、生産者は 2005 年 8 月 13 日以降に市場に出た B2B WEEE に対して責務を負う。
国内登録	個々の承認者のみが、Pirkanmaa 地域環境センターに登録せねばならない。	ADEME(環境庁)が準備と運営を行う。	業界運営の EAR 財団：UBA が 2005 年 7 月 6 日に設定した責任。
情報センター	現在のところ要求なし。 1 カテゴリーにつき 1 システムのみ。	いまだ設定なし。	EAR 財団
共同システム	SERTY Oy (家庭からの WEEE) FLIP Py (ランプと照明) ICT 生産者組合(ICT) SELT Ry (照明、暖房具、調査ならびに制御機器)	4-8 生産者共同システムが、多くのカテゴリーで競合することが期待される。 Recylum ECO-Systemes Eco-Logic ERP	生産者は、責務を移転できない。(購入)組合は、競争当局により制限されている 例) ERP、 ProReturn、 ENE、 LARS、 Olav、 BSH-Miele-Phillips、 Quelle 廃棄物管理システム/サービス： ALBA、 DSD、 DHL、 e-back、 EGR、 Entec、 AVR、 Fliege Cleanaway、 Hellmann、 Interseroh、 Landbell、 Pape、 Remondis、 TechProtect/ RENE、 Take-E-Way、 Vfw、 Zentek

WEEE ならびに RoHS 指令の国内法化の要約			
	ギリシャ	ハンガリー	アイルランド
国内法化の推移	法令第 117 号により、RoHS ならびに WEEE の国内法化を採択 2004 年 3 月	RoHS 法令 採択 2004 年 10 月 WEEE 指令が、2004 年 9 月ならびに同年 10 月発令の 2 省令により国内法化 製品料金法の改正 2004 年 10 月	廃棄物管理法改正規則、ならびに WEEE 及び RoHS に関する規則採択 2005 年 7 月
主要期日	登録：2005 年 12 月 31 日 までに	登録：2005 年 1 月 1 日より 融資開始：2005 年 8 月 13 日	登録：2005 年 7 月 20 日 引取：2005 年 8 月 13 日
企業－消費者間(B2C)WEEE 回収	地方政府は、無料回収を行う。 小売業者による折半引取。 回収は、地方政府と共同で、承認スキームにより統合される。	回収費用を負担する生産者は、分別･回収の費用を地方政府に返還せねばならない。 生産者は、回収センターの設立･運営をしてもよい。 最小販売区域を越えれば、小売業者による折半引取；携帯電話は小売業者の引取。 製品料金(税)は、回収目標と回収実績との差に対して支払可能(共同システム免除の会員)。	地方政府は、公共施設への配送を通じて回収の費用を負担する。 流通業者は、WEEE を折半で引取るか、もしくは利用可能な共同システムについて小売業者に知らせなければならない。 生産者は、地方政府ならびに回収場所からの引取の費用を負担する。
従来の企業－消費者間 WEEE ならびに可視料金	全ての WEEE は、新規廃棄物として扱われる。 生産者は、市場シェアに比例して承認スキームに費用を支払うか、または自身の活動に資金を出す。 可視料金は任意。	各生産者は、前年に市場に出した製品の一定割合分を回収し、再利用、再生する義務がある。 (割合はカテゴリーにより変化し、毎年増加する) 可視料金は任意(新旧 WEEE 両方に対して)。	生産者は、市場シェアに比例して家庭からの WEEE の費用を分担する。 可視料金は、2011 年までは従来廃棄物の管理費用について認められる(カテゴリー1 は 2013 年まで)。
新規の企業－消費者間 WEEE ならびに財務保証	財務保証は、個々の承認者からのみ必要となる。	新旧 WEEE の融資に区別はない。 保証は、個々の承認者からのみ必要となる。	生産者は、自社製品に対し支払う。 保証は、個々の承認者からのみ必要となる。
企業間(B2B) WEEE 責務	代替案への同意がなければ、生産者は新規 B2B WEEE に対し責務を負う。 代替品が購入されれば、生産者は従来の B2B WEEE に係る費用を負担する。それ以外は最終使用者が支払う。	新規の WEEE：生産者責任、その他の合意に関しての規定はない。 従来の WEEE：生産者のみに原則折半での交換の義務がある。 それ以外は、最終使用者の責任。	代替案への同意がなければ、生産者は 2005 年 8 月 13 日以降に市場に出た B2B WEEE に対し責務を負う。 生産者は、従来の WEEE について、原則折半での交換の義務を負う。 それ以外は、最終使用者の責任。
国内登録	環境省が、登録ならびにデータ収集の責務を負う。	国立環境･水資源管理総局	国立 WEEE 登録機構 WEEE Register Ltd.
情報センター	要求なし。	なし。 責任を負う機関には、市場に出した製品数の比率に応じて回収達成の証明を義務付けている。	'Black Box' システムが、極秘の情報センターサービスを提供する。
共同システム	全ての生産者は、承認された共同承認スキーム(Recycling of Appliances S.A.)への参加が期待される。 しかし、本法律は個人に承認選択の余地を与えている。	4 つの競合システムが、同じ条件で全生産者に対して開放されている。 Elektro-Coord (B2C ならびに B2B 全カテゴリー) Ökomat Kht (B2C ならびに B2B 全カテゴリー、ただし、携帯電話ならびに冷蔵庫は除外)。 Elektro-Waste Kht (IT) Re-Elektro Kht	ERP WEEE Ireland Ltd.

WEEE ならびに RoHS 指令の国内法化の要約			
	イタリア	ラトビア	リトアニア
国内法化の推移	WEEE 法令により、RoHS ならびに WEEE 指令を国内法化 2005 年 7 月 準法令が 2006 年 2 月 13 日以前に採択予定 登録、保証を含む融資、カテゴリー5 融資、情報センター 期限なし：生産者認証	RoHS 指令 国内法化 2004 年 8 月 WEEE 指令 部分的に改正廃棄物法により国内法化 2004 年 2 月、12 月、2005 年 6 月 カテゴリー、製作･情報、目標･処理に関する規則はすべて 2004 年中に。 欠けている規則： 登録、天然資源税、罰則	RoHS 指令 国内法化 2004 年 4 月 廃棄物管理法 改正 2005 年 6 月 WEEE 管理規則 2004 年 9 月 改正 2005 年 8 月 7 つの指令が欠けている：登録、保証、目標を含む
主要期日	登録：2006 年第 2 四半期予定 B2C 引取、マーキング：2006 年 8 月 13 日	登録： 2006 年 3 月 31 日予定 引取または課税： 2006 年 7 月 1 日予定	登録： 2006 年 1 月 1 日計画 しかし、詳細な規則は未承認
企業－消費者間(B2C)WEEE 回収	地方政府は、地域内でカテゴリー5 を除いた分別回収を行う。 4kg 目標は 2 年間延期される。 生産者は、公設の回収場所からの引取の費用を負担する。あるいは自身で回収を行ってもよい。 小売業者による折半引取。	生産者は、分別回収に対し責任を負う。	法規には、共同システムから州主体の WEEE 管理プログラムまで、いくつかの選択の余地が残されている。 すべての規模の小売業者で強制的な折半引取。 生産者は、自身のシステムまたは行政のシステムを使い回収目標を達成する責務がある。
従来の企業－消費者間 WEEE ならびに可視料金	生産者は、共同システムを構築しなければならない。また現在の市場シェアに比例して融資を受ける。 可視料金は任意だが、利用する場合は最終使用者に知らせなければならない。	政府は、WEEE 管理を、天然資源税を財源として、共同システムとすることを考えている。	市場シェアにより、従来の WEEE 管理に対する割合の目標を別々に命令する。 流通業者は、生産者からの要求があれば、可視料金を提示する。
新規企業－消費者間 WEEE ならびに財務保証	EU の生産者識別システムが実現するまで、ただし 2007 年 8 月 13 日までには、新規の WEEE が従来の WEEE と同様に融資対象となる。 保証：共同システム会員に対する明白な免除はない。 2006 年 8 月 13 日より義務化。生産者識別実施前に必要となるかどうかは不明。	生産者には、3 つの選択肢がある －天然資源税の支払い －共同システムへの加入 －個別に承認	生産者のための選択肢－WEEE を個別に、または WEEE 管理会社を通じて管理－共同システムへの加入－行政の WEEE 管理プログラムを拡張したシステムの創設/参加保証は個別の承認、または共同の承認について必要となる。
企業間(B2B) WEEE 責務	代替案への同意がなければ、生産者は新規の B2B WEEE に対し責務を負う。また、生産者は財務保証をしなければならない。これまでの EEE 量が新たなものの 2 倍未満であれば、生産者は従来の WEEE に対し折半で責務を負う。	代替案への同意がなければ、生産者は新規の B2B WEEE に対し責務を負う。	生産者は、新旧 WEEE に対し、折半でのみ責務を負う。それ以外は、最終保有者の責務である。
国内登録	登録機関の商工会議所において、EEE 生産者としての活動コード。 政府代表からなる'WEEE 管理委員会の監視と管理'によって設置準法令	環境省は、5 年以上の活動実績がある生産者による組織に責任を移譲してもよい。	環境省ならびに環境庁は登録業務を行い、地方環境局は生産者および輸入業者を登録する。
情報センター	'WEEE 管理委員会の監視と管理'の下で。	計画なし。	計画なし。
共同システム	8-10 のシステムが 1 つ以上のカテゴリーで競合すると予測される。 例） Ecolamp 、 Ecolight 、 Ecodom 、 Remedia、EcoR'It、 ERP	LZE (LETERA、LDTA は IT、その他のカテゴリーも対象とするであろう) CECED Latvia が、家電製品を網羅する組織を構築する可能性がある。	INFOBALT によるシステム(TV を除くカテゴリー3 ならびに 4)、CECED によるシステム、Zallasis Taskas (包装業界の承認組織)、WEEE 管理を考慮中。

WEEE ならびに RoHS 指令の国内法化の要約			
	ルクセンブルグ	マルタ	オランダ
国内法化の推移	規則により、WEEE ならびに RoHS 指令を国内法化 公告 2005 年 1 月	RoHS 規則 採択 2004 年 8 月 EEE への環境税課税 2004 年 9 月より WEEE 規則草案 2004 年 10 月起草 未採択 その他規則(登録等)については審議中	法令および規則 採択 2004 年 7 月全カテゴリー2005 年 1 月より発効 例外として、照明具(2005 年 8 月 13 日)引取およびマーキングの規定(2005 年 8 月 13 日発効)、RoHS(2006 年 7 月 1 日発効)
主要期日	登録：2005 年 8 月 13 日	登録については予定表なし	登録：2005 年 6 月 1 日
企業－消費者間(B2C)WEEE 回収	既存の公共設備を利用。 生産者は最低でもそこからの引取について費用を負担する。もしくは分別回収所を設置してもよい。十分な場所がなければ、大体場所の情報を提供できる小売業者が折半で引取る。	EEE への環境税：環境省は、達成回収率に比例して、承認システムの会員に対して全部もしくは一部免除の特典を与える。 既設ならびに新規設置場所での無料引取。	小売業者による折半引取。地方政府の回収場所で、家庭ならびに流通業者からの WEEE の引取。生産者は、家庭からの独自の引取体制を整備でしてもよい。
従来の企業－消費者間 WEEE ならびに可視料金	費用は、例えば現在の市場シェアを基準にするなど、比例負担。可視料金は任意。しかし、Ecotrel 会員は可視料金を示さなければならない。	引取費用は、現在の市場シェアに比例して配分。可視料金は任意。	引取費用は、現在の市場シェアに比例して配分。 可視料金は任意。しかし、ICT(通信情報技術)製品についてはなし。
新規企業－消費者間 WEEE ならびに財務保証	自社製品に責務を負う生産者は、義務を移譲できる。 保証は、個々の承認者からのみ必要となる。	共同もしくは個別の承認が可能。 保証は、個々の承認者からのみ必要となる。	生産者は、小売業ならびに地方政府の回収場所から自社製品の WEEE の費用を負担する。保証は、個々の承認者からのみ必要となる。－共同システムの会員＝保証
企業間(B2B) WEEE 責務	生産者は、個人または共同システムを通じ新規の B2B WEEE に責務を負う。生産者は、従来の B2B WEEE に対して折半で交換の義務を負う。	生産者は、別の同意がなければ、新規の B2B WEEE に対し責務を負う。生産者は、従来の B2B WEEE に対して折半で交換の義務を負う。	生産者は、別の同意がなければ、新規の B2B WEEE に対し責務を負う。従来の B2B WEEE は、最終使用者が責務を負う。
国内登録	環境管理局：Ecotrel(ECOTREL を通じて承認している生産者)	マルタ環境計画局が責務を負う。	住居･空間計画･環境省
情報センター	なし	なし	なし
共同システム	ECOTREL は産業･小売業組合により 2004 年 2 月 設立され、2005 年 10 月 28 日に承認された。 全カテゴリー対象に 2005 年 9 月 1 日より支払開始。	なし(いくつかの WEEE は、現在は政府所管会社である WasteServ が回収している)。	ICT-Milieu (IT、オフィス用機器、通信機器)ならびに NVMP 傘下の 6 つの非競合システム。VLEHAN－白物家電 FIAR－褐色家電 VLA－換気機器 SVEG－電子機器 SMR－金属･電子製品 Stichting Lightrec

WEEE ならびに RoHS 指令の国内法化の要約			
	ポーランド	ポルトガル	スロバキア
国内法化の推移	RoHS 条例 採択 2004 年 10 月 WEEE 法 2005 年 9 月	法律第 230/2004 が、RoHS ならびに WEEE 指令を国内法化 採択 2004 年 9 月 公告 2004 年 12 月 10 日 改正承認 2005 年 9 月	廃棄物法改正で、RoHS ならびに WEEE 指令の一部を法制化 2004 年 12 月 以下に関する省令 －WEEE 管理 2005 年 5 月 －回収・再利用目標 2005 年 9 月 －再利用基金料金 2005 年 8 月
主要期日	出資保証：2005 年 1 月 1 日 登録：2006 年 9 月 30 日	登録：2005 年 8 月 13 日	登録：2005 年 6 月 30 日
企業－消費者間(B2C)WEEE 回収	生産者は、回収場所管理者(行政、小売業者)より WEEE の費用を負担する。 行政回収からの引取開始期日は未定。 小売業者での折半引取は 2006 年 7 月 1 日開始。 回収目標は未設定。	生産者は、地方当局の WEEE 回収センターならびに小売業者が回収する WEEE を組合せた回収システムを構築する。 新製品の家庭への配送についても、小売業者による折半引取。	生産者は、コンテナ(7 タイプ)、及び行政の回収場所からの引取の費用を負担する。 小売業者が生産者である場合のみ、小売業者の折半引取が義務づけられる。 生産者は、市場に出ている EEE 量に比例して毎年増加する回収目標を達成する。 生産料金(税)が、目標未達成量に対して課される。
従来の企業－消費者間 WEEE ならびに可視料金	市場シェアによる。 生産者は、2008 年以降、回収物の割合に比例した回収目標を達成する。 生産料金(税)が、目標未達成量に対して課される。 可視料金は任意で、生産者もしくは共同システムにより設定できる。	廃棄物が発生した時点での市場シェアによる。 2011 年までは可視料金は任意(カテゴリー1 は 2013 年まで)。	前年度のカテゴリーならびに重量による市場シェアに比例する。 可視料金は任意(共同システム Envidom は可視料金の表示を決めた)。
新規企業－消費者間 WEEE ならびに財務保証	生産者は、市場シェアに比例して自社ブランドならびに同じカテゴリーの他社ブランドの費用も負担する。 保証は、個々の承認者からのみ必要となる。	生産者は、市場に出した自社 EEE からの WEEE に対し責務を負う。 保証は、個々の承認者からのみ必要となる。	生産者は、自社製品からの WEEE の費用を負担する。 保証は、個々の承認者からのみ必要となる。
企業間(B2B) WEEE 責務	生産者は、従来の B2B WEEE に対して折半で交換の義務を負う。 生産者は、新規の B2B WEEE に対しては常に責務を負う。	生産者は、従来の B2B WEEE に対して折半で交換の義務を負う。 生産者は、別の同意がなければ、新規の B2B WEEE に対し責務を負う。	達成回収率に連関した EEE に対する税がある。
国内登録	環境保護検査官は、75%以上の市場シェアをもつ生産者組織に権限委譲することができる。	生産者組合ならびに承認システム(ANREE)による登録は、国立廃棄物研究所からの許可の下で運営。	環境省
情報センター	採択された WEEE 法より削除された情報センターへの言及。	なし	規定はあるが、操業はなし。
共同システム	Elektro－Eko： 主要組合である CECED、KigEIT (競合当局が保留を承認)による単一システム ERP	Amb3E ERP	共同システムについては承認請求なし Ekolamp(カテゴリー5) Envidom(カテゴリー1、2) SEWA(カテゴリー3、4) Etalux(カテゴリー5) 廃棄物管理会社を通じた個別の承認(Envi-Geos Nitra 、Logos 、 Enzo 、Brantner)

WEEE ならびに RoHS 指令の国内法化の要約			
	スロベニア	スペイン	スウェーデン
国内法化の推移	RoHS ならびに WEEE に関する法令 2004 年 11 月 改正 2005 年 6 月 WEEE 管理の公共サービスの状況に関する法令 2004 年 11 月 環境製品手数料に関する法令 2004 年 10 月	国王令により、RoHS ならびに WEEE 指令を国内法化 採択 2005 年 2 月	法定指令により、RoHS ならびに WEEE 指令を国内法化 採択 2005 年 4 月
主要期日	登録：2005 年 6 月 30 日 WEEE 計画承認： 2005 年 12 月 31 日	登録予定：2006 年第一四半期	登録予定：2006 年第一四半期
企業－消費者間(B2C)WEEE 回収	回収目標に達しなければ、2009 年に 1 システムの入札を行う。 地方当局が現在、WEEE 回収センターを運営－コンテナは生産者が用意。 達成回収率に連関した EEE に対する税がある。	小売業者による折半引取で、消費者負担なし。 地方政府の回収場所で、家庭ならびに流通業者からの WEEE の引取。 生産者は、家庭からの独自の引取システムを作ってもよい。	地方政府は、生産者の回収システムで回収されていない WEEE に対して回収責任を負う。 生産者は、公設の回収場所からの回収を行う。 小売業者には新たな義務なし－前回(2000 年)法規から変更なし－例) 引取は任意
従来の企業－消費者間 WEEE ならびに可視料金	市場シェアによる。 可視料金は任意。	引取費用は、現在の市場シェアに比例して按分。 可視料金は 2011 年まで強制(カテゴリー1 は 2013 まで)。	引取費用は、現在の市場シェアに比例して按分。 可視料金は任意。
新規企業－消費者間 WEEE ならびに財務保証	保証は、全生産者から必要。(銀行保証または保険) 詳細は今後決定。	生産者は、自社の WEEE に対して責務を負う。 個々の承認者からのみ必要となる。	生産者は、自社の WEEE に対して責務を負う。 個々の承認者からのみ必要となる。
企業間(B2B) WEEE 責務	達成回収率に連関した EEE に対する税がある。	生産者は、従来の B2B WEEE に対して折半で交換の義務を負う。 生産者は、別の同意がなければ、新規の B2B WEEE に対し責務を負う。 自発的な同意がなければ、地方政府は B2B WEEE の引取ができる。	生産者は、2005 年 8 月 12 日以降に市場に出た製品の引取、または交換品が購入されれば従来の WEEE の引取の費用を負担する。 それ以外は、最終使用者がこれまでの廃棄物の費用を負担する。
国内登録	環境および空間計画省	国立産業登録機構 しかし、生産者は本社が所在する自治区の管轄機関でも登録する必要がある。	環境保護局が国家登録業務を行う。 登録は 2006 年初旬に開始予定
情報センター	環境省	国立産業登録機構	なし
共同システム	Ekolamp ZEOS (全てのその他カテゴリー)； 個人承認：Slopak、 Interseroh	ECOLEC (カテゴリー1、2) TRAGAMOVIL (携帯電話) ECOFIMATICA (事務用 IT、コピー機) ECOASIMELEC ECOTIC (カテゴリー4、エアコン、医療機器、玩具) Ambilamp (カテゴリー5)	El-Kretsen は、地方政府と共同で EI-Retur システムを運営し、ICT(通信情報技術)製品の回収システムも運営している。 El-Kretsen は、新しい法定命令の要求事項と整合性を取るために、当該法令を見直している。

添付資料２　法令

海外法令

－　ＴＡＣ　－

年月日　　2005/07/06
名称　　Brussels

Summary

The UK presented the results of a workshop that it had hosted in London in May. This Member State & industry workshop had discussed possible compliance approaches for the RoHS Directive.
On WEEE, the TAC discussed the progress made by the treatment standards working group; Member States' plans for national registration; and the status of the CENELEC marking standard.
There was also further discussion about grey area products that were common to both the WEEE and RoHS Directives.Under AOB, there were updates from the Commission on the status of the RoHS exemptions process; the establishment of Maximum Concentration Values; and the review of categories 8 and 9.

Main Topic

[Grey Area Products]
The Commission had circulated another table of 'grey area products', giving its interpretation on whether or not they might be considered to fall within the scope of the WEEE and RoHS Directives. The TAC members discussed this document and offered their views where these differed to the Commission interpretation. Some Member States had details of other products that they wished to be considered by the TAC in this way.
[WEEE Annex II - Report of the working group lead by the Netherlands Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment (MinVROM) on 27 May]
[National Producer Register]
[WEEE Data Formats]
[Status of the CENELEC WEEE Marking Standard]
[Commission Documents]
[Toys]
[RoHS Exemptions]
[Maximum Concentration Values (MCVs)]
[Study to review the RoHS status of WEEE Categories 8 and 9]
[Cables]
[Grace Periods]
[AOB]

邦訳(　産業環境管理協会仮訳　)

原文 2005/07/06	邦訳文 2005/07/06
Unofficial note of the Technical Adaptation Committee on the WEEE and RoHS Directives Brussels, 6 July 2005	WEEEとＲｏＨＳ 指令のＴＡＣ の非公式のノート ブリュッセル、2005 年 7 月 6 日
Summary The UK presented the results of a workshop that it had hosted in London in May. This Member State & industry workshop had discussed possible compliance approaches for the RoHS Directive. On WEEE, the TAC discussed the progress made by the treatment standards working group; Member States' plans for national registration; and the status of the CENELEC marking standard. There was also further discussion about grey area products that were common to both the WEEE and RoHS Directives. Under AOB, there were updates from the Commission on the status of the RoHS exemptions process; the establishment of Maximum Concentration Values; and the review of categories 8 and 9.	**概要** イギリスは 5 月にロンドンで主催したワークショップの結果のプレゼンテーションをした。加盟国と産業界のワークショップは RoHS 指令のための可能なコンプライアンスアプローチについて議論した。 廃電気電子機器では、TAC は処理基準ワーキンググループによる経過と国家登録のための加盟国の計画及び CENELEC 規格マークの状況について議論した。 廃電気電子機器と RoHS 指令の両方に共通であった灰色の領域製品についての議論があった。 その他として、欧州委員会から RoHS 除外の過程の状況及び最大許容濃度の立証とカテゴリ 8 と 9 のレビューについてアップデートされた。
Main Points Report on the Member State and industry RoHS workshop, hosted by DTI on 19 May The UK gave a presentation summarising the outcome of a joint Member State and industry workshop held in London on 19 May. A workshop report had been distributed to all Member States prior to the meeting, copy attached. The aim of this workshop had been to discuss the ways in which a market surveillance system for the RoHS Directive might be established across the EU. This had involved discussion of the lessons to be learned from existing compliance approaches and the ways in which these might inform a pragmatic and effective 'self-declaration' compliance regime. The TAC agreed both with the approach set out by the workshop and that the next step should be to draft practical guidance that might be reviewed by Member States, with a view to reaching agreement on this in the autumn. The UK agreed to take this task forward and asked other Member States if they wished to be involved. It was noted that industry had emphasised the need for agreed testing methods that might be adopted consistently by Member State enforcement bodies. The Commission had askedindustry to suggest suitable RoHS test methods, but had not received any significant response.	**メインポイント** 5 月 19 日に DTI によって主催された加盟国とその産業 RoHS ワークショップに関して、報告された。 イギリスは 5 月 19 日にロンドンで開かれた加盟国と産業界の共同ワークショップの結果についての概要のプレゼンテーションをした。 ワークショップレポートはミーティングの前にすべての EU 加盟国に配布されていて、コピーは添付されていた。 このワークショップの目的は RoHS 指令の市場監視システムが EU の向こう側に確立されるかもしれない方法について議論することであった。 これは既存のコンプライアンスアプローチとこれらがそうするかもしれない方法から学ばれるのが実践的で有効な'自己宣言'コンプライアンス制度に知らせるというレッスンの議論にかかわった。 TAC は、次のステップがアプローチがワークショップによって出されている両方と、EU 加盟国によって見直されるかもしれない実用的な指導を作成することであるべきであるのに同意した、秋にこの合意に達するように。 イギリスは、前方にこのタスクを取るのに同意して、彼らがかかわりたいかどうか他の EU 加盟国に尋ねた。 産業が加盟国の実施団体によって一貫して採用されるかもしれない同意された試験法の必要性を強調したのに注意された。 欧州委員会は、適当な RoHS テスト方法を示すように産業に頼んだが、まだ重要な応答を受けていなかった。

Grey Area Products The Commission had circulated another table of 'grey area products', giving its interpretation on whether or not they might be considered to fall within the scope of the WEEE and RoHS Directives. The TAC members discussed this document and offered their views where these differed to the Commission interpretation. Some Member States had details of other products that they wished to be considered by the TAC in this way.	**灰色の領域製品** 欧州委員会は'灰色の領域製品'の別のテーブルを循環させた、廃電 気電子機器と RoHS 指令の範囲の中で低下すると考えられるかもしれないかどうかに関する解釈をして。 TAC メンバーは、このドキュメントについて議論して、これらが欧州委員会解釈に異なった彼らの意見を提供した。 何らかの EU 加盟国には、彼らを TAC によってこのように考えられたかったという他の製品の細部があった。
WEEE Annex II - Report of the working group lead by the Netherlands Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment (MinVROM) on 27 May The Netherlands gave a presentation summarising the progress made in Member State discussions about WEEE treatment standards. There was a discussion between TAC members on some of the issues raised by the presentation. Two further workshops were planned – in July and August. The intention was to report back to the TAC on further progress some time in October.	**廃電気電子機器 Annex(付属書)II--5 月 27 日の Housing のオランダ Ministry、Spatial Planning、および Environment (MinVROM) によるワーキンググループ鉛のレポート** オランダは廃電気電子機器処理基準についての加盟国の議論で見られる進歩について略言するプレゼンテーションをした。 プレゼンテーションで提起された問題のいくつかの TAC メンバーの間の議論があった。 一層の 2 つのワークショップが計画されていた--7 月、8 月に。 意志は 10 月にいつか一層の進歩の TAC に報告を持ちかえることであった。
National Producer Register The Commission asked each TAC member to give a short summary of the WEEE registration systems being implemented in their countries.	**国家の製造業者レジスタ** 欧州委員会は、それらの諸国で与えられる廃電気電子機器登録制に関する要約をするようにそれぞれの TAC メンバーに頼んだ。
WEEE Data Formats The Commission had circulated a guidance document on this subject, which was discussed by Member States. Some Member States had problems with some of the drafting, but seemed satisfied when the Commission confirmed that this document only had advisory status and was non-binding.	**廃電気電子機器データ形式** 欧州委員会はこの問題の指導ドキュメントを循環させた。(問題は EU 加 盟国によって議論された)。 何らかの EU 加盟国が、ドラフトのいくつかに関する問題を持つが、欧州委員会が、このドキュメントには顧問状態がいるだけであると確認したとき、満足しているように見えて、拘束力がなかった。
Status of the CENELEC WEEE Marking Standard The Commission explained that it had received the proposed standard from CENELEC in December of last year. However, the Commission had concluded that the standard did not comply exactly with the requirements of the Directive in two specific instances and had sent comments back to CENELEC to this effect. It was hoped that these problems could be resolved at a meeting that was due to take place on 11/12 July.	**規格をマークする CENELEC 廃電気電子機器の状態** 欧州委員会は、昨年の 12 月に CENELEC から提案された規格を受けたと説明した。 しかしながら、欧州委員会は、規格がちょうど 2 つの特定の例における指令の要件に従わなかったと結論づけて、この趣旨でコメントを CENELEC に送り返した。 11/12 7 月に行われることになっていたミーティングでこれらの問題を解決することができるのが望まれていた。
Commission Documents The Commission had published a 'Frequently Asked Questions' (FAQs) document on the Europa website in May. The Commission said that it intended to update this on a regular basis. The Commission had also, on 11 May, published a document relating to WEEE data formats and compliance monitoring.	**委員会ドキュメント** 欧州委員会は 5 月のエウロペウェブサイトの'よく出る質問'(FAQ)というドキュメントを発表した。 欧州委員会は、定期的にこれをアップデートするつもりであると言った。 また、欧州委員会は 5 月 11 日に廃電気電子機器データ形式とコンプライアンス観測に関連するドキュメントを発表した。

AOB

Toys

One Member State said that guidance was needed to help toy producers decide which products were covered by WEEE and RoHS. It suggested that a decision tree specific to the toy industry might form a useful addition to the Commission FAQs document.

Although the Commission was sympathetic to these concerns, it maintained that it would not be feasible to make special provision for any one particular sector in this way.

RoHS Exemptions

The Commission gave an update on the exemptions process.

The first package of exemptions had consisted of those voted on by the TAC in December last year, on the basis of the study carried out by ERA Technology. For procedural reasons, this vote had needed to be taken again in March and the proposal (together with the results of the TAC vote) had been resubmitted to the European Parliament and Council. The Commission had now fulfilled its obligations to the Parliament by responding to its comments; it was now expected that the first package of exemptions would be formally adopted shortly.

The second package had consisted of just two proposed exemptions – for 'Deca-BDE in polymeric applications' and for 'lead in lead-bronze bearing shells and bushes'. The Commission draft Decision exempting these applications had not gained a qualified majority in the TAC vote on 19 April and the proposal had therefore been transmitted to the Council on 6 June. The Council had up to three months from that date in which to adopt the Decision, reject it or do nothing, (in the latter case the Decision would be adopted by default). Member States were informed that the matter would be discussed by COREPER (a committee consisting of the Member States' Permanent Representatives to the EU) on the 8 July.

The third package of exemptions would consist of the 19 taken forward from the 22 suggestions contained in the Commission stakeholder consultation that closed on 11 February, together with some additional requests that had been received since then. As the response to the consultation had been disappointing, it had been decided to appoint an independent technical expert to review all of these exemption requests. The Commission stated that there was now no plan to launch a further technical study; instead it had been decided that an expert would be appointed, on an ongoing technical assistance contract, to review both the current exemption requests and any further requests that were received from then on.

AOB

おもちゃ

1 つの加盟国が、指導がおもちゃの製造業者が、どの製品が廃電気電子機器と RoHS によってカバーされたかを決めるのを助けるのに必要であったと言った。 それは、おもちゃ産業に特定のデシジョンツリーが FAQ が記録する欧州委員会への役に立つ添加を形成するかもしれないのを示した。

欧州委員会はこれらの関心に同情的であったが、それは、このようにいくらか 1 つのための特則を特定のセクターにするのが実現可能でないと主張した。

R o H S 除外

欧州委員会は控除の過程でアップデートを与えた。

除外の最初のパッケージは昨年の 12 月に TAC によって投票されたものから成った、ERA Technology によって実行された研究に基づいて。 そして手続き上の理由で、この票が、3 月に再び取られる必要があって、提案(TAC 票の結果に伴う)が欧州議会に再提出された。

理事会。 欧州委員会は今や、コメントに応じることによって、議会に義務を果たした; 今や、除外の最初のパッケージがまもなく正

式に採用されると予想された。

2 番目のパッケージは'重合の利用におけるデカ-BDE'と'鉛青銅軸受胴と低木の鉛'のためのちょうど 2 の提案された除外から成った。 これらの利用から免除している欧州委員会草稿告示が 4 月 19 日に TAC 票で適

任の過半数を獲得していなかった、そして、したがって、提案は 6 月 6 日に理事会に伝えられた。 理事会には告示を採用するか、それを拒絶するか、または無をするその日付から最大 3 カ月があった、(後者の場合では、告示はデフォルトで採用されるだろう。) EU 加盟国はその件が 7 月 8 日の COREPER(EU に加盟国の Permanent 代表から成る委員会)によって議論されていると知らされた。

除外の 3 番目のパッケージは 22 の提案からの取られたフォワードが 2 月 11 日に終えられた欧州委員会ステークホルダー相談で含んだ 19 から成るだろう、それ以来受け取られていたいくつかの追加要求と共に。 相談

への応答が期待はずれであったので、これらの控除要求のすべてを見直すために独立している技術家を任命するのは定まっていた。 欧州委員会は、さらなる技術的な研究に着手する計画が全く今やなかったと述べた; 代わりに、専門家が任命されると決められた、両方の現在の控除要求とそれ以来受け取られたどんなさらなる要求も再検討するために進行中の技術支援契約で。

Maximum Concentration Values (MCVs)

The Commission announced that the three-month period for Council consideration of the proposed MCVs Decision had expired that day; as a result the MCVs should be adopted and formally notified to Member States by the end of July. The Commission Decision would then be published in the Official Journal, amending the original Directive.
Study to review the RoHS status of WEEE Categories 8 and 9 On 17 March this year, the Commission had issued an invitation to tender for technical consultants to take on the study of categories 8 & 9 and to put forward recommendations on whether these should be included within the scope of RoHS. The bidder selection process was now underway and it was hoped that the contract could be awarded to the successful contractor before the summer break.

Cables

The recently published Commission 'Frequently Asked Questions' (FAQs) document had suggested that all cables fell within the scope of both WEEE and RoHS. This was contrary to the UK's understanding of this issue and the UK had written to the Commission requesting clarification. The Commission said that it would look into the issue and report back.

Grace Periods

The UK asked whether the Commission had reached any view on the issue of 'grace periods' for those companies wishing to make use of an exemption that had been requested but not agreed. At the moment, industry argued that if a company adopted a RoHS compliance approach that was dependent on a particular exemption being agreed and this was subsequently rejected, this would leave insufficient time for production processes to be changed in time for 1 July 2006. The Commission said that the possibility of 'grace periods' was an idea that had originated with industry and that it had yet to reach a final view on the matter.

Next Meeting

As yet, there was no date fixed for the next TAC, although the intention was to hold another meeting in the fourth quarter of the year.

DTI
15 July 2005

Summary Report:
Workshop on the implementation of the RoHS Directive
DTI Conference Centre, Victoria, London
19 May 2005

Aims and Objectives of the Workshop

Aim: To discuss ways in which a market surveillance system for the RoHS Directive might be established across the EU.
Objective: To develop practical guidance that will assist Member States with enforcement of the RoHS Directive … and help industry comply.

最大許容濃度(ＭＣＶｓ)

欧州委員会は、提案された MCVs 告示の理事会の考慮のための 3 カ月の期間が当日期限が切れたと発表した; その結果、MCVs は採用されて、正式に 7 月の終わりまでに EU 加盟国に通知されるべきである。 そして、オリジナルの指令を修正して、欧州委員会告示は Official Journal で発行されるだろう。
研究して、廃電気電子機器 Categories8 と 9 の RoHS 状態について調査しなさい。
3 月 17 日に、今年、欧州委員会は、技術コンサルタントがカテゴリ 8 と 9 の研究を帯びて、これらが RoHS の範囲の中に含まれるべきであるかどうかに関して推薦を進めるために弁済の提供への招待状を発行した。 入札者選択プロセスは今や進行中であった、そして、うまくいっている契約者が夏の休みの前に契約を獲得することができるのが望まれていた。

ケーブル

最近発行された委員会'よく出る質問'(FAQ)というドキュメントは、すべてのケーブルが廃電気電子機器と RoHS の両方の範囲の中で転んだと示唆した。 これはイギリスのこの問題の理解に合わなかった、そして、イギリスは明確化を要求する欧州委員会に書いた。 欧州委員会は、問題とレポートを調べ返すと言った。

据置期間

イギリスは、要求されたが、同意されていなかった控除を利用したがっているそれらの会社のために欧州委員会が'据置期間'の問題に関する何か意見に達したかどうか尋ねた。 現在、産業は、会社が特定の控除に同意されながら依存する RoHS コンプライアンスアプローチを取って、これが次に拒絶されるなら、不十分な時間生産に出発すると主張した。
2006 年 7 月 1 日に間に合うように変えられるべきである過程。欧州委員会は'据置期間'の可能性が産業の発案であった考えでなく、またまだその件に関する最終的な意見に達していなかったと言った。

次のミーティング

まだ、次の TAC のために修理された日付が全くなかった、意志が 1 年の第 4 四半期に別の会合を開くことであったが。

DTI
2005 年 7 月 15 日

概略報告:
ＲｏＨＳ 指令の実現でのワークショップ
DTI コンファレンスセンター、ビクトリア、ロンドン
2005 年 5 月 19 日

ワークショップの目的と目的

目標: RoHS 指令の市場監督システムが EU の向こう側に確立されるかもしれない方法について議論するために。
目的: それは、実用的な指導を開発するために、RoHS 指令の実施で EU 加盟国を補
助して、産業が応じるのを助けるだろう。

Attendees

Amongst the key attendees were:
1) Representatives of member state governments, inspectorates and agencies responsible for monitoring and enforcement of RoHS compliance (inc. Belgium, Denmark, Finland, Hungary, Ireland, The Netherlands, Norway, Poland, Portugal, Slovenia, Sweden and UK) and the European Commission;
2) Representatives of various trade associations (inc. BEAMA, EICTA, ORGALIME, CECED, ZVEI, JBCE, SEMI, ESIA, TIE1 and AeA Europe);
3) Representatives of major EEE producers.
4) Representatives of the Israeli and American governments.

出席者

キーの中では、出席者は以下の通りであった。
1) 観測に原因となる加盟国の政府、調査官の職、および政府機関の代表と RoHS コンプライアンスの実施(inc。 ベルギー、デンマーク、フィンランド、ハンガリー、アイルランド、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スウェーデン、およびイギリス) 欧州委員会;
2) 様々な産業団体の代表(inc。 BEAMA、EICTA、ORGALIME、CECED、ZVEI、JBCE、セミトレーラ、ESIA、TIE1、および AeA ヨーロッパ);

3) 主要な電気電子機器製造業者の代表。

4) イスラエルの、そして、アメリカの政府の代表。

General Format of the Workshop

After opening remarks from DTI and EICTA, two presentations were given outlining existing European enforcement networks and information exchanges used for related legislation:

1) Introduction of CLEEN2 Network & Past Experiences with Implementation of Environmental Legislation, Björne Olsson, National Chemicals Inspectorate, Sweden
2) Introduction of ICSMS & Cooperation between the Market Surveillance Bodies in Europe & Data exchange - process and practice, Thomas Schrein, ICSMS3 After these presentations, the workshop split into two parallel-session groups to further discuss:
a) Learning from Existing Compliance Approaches; and
1 Toy Industries Europe
2 Chemical Legislation European Enforcement Network
3 ICSMS = The internet-supported Information and Communication System for the pan-European Market Surveillance of technical products
b) Enforcement and Demonstration of Compliance with RoHS
The workshop concluded with a review of the conclusions reached during these parallel group sessions.
All presentations are summarised in Annex A.

ワークショップの一般形式

DTI からの所見と EICTA を開いた後に、既存のヨーロッパの実施ネットワークと関連する法律に使用される情報交換について概説しながら、2 つの提示を与えた:

1) Environmental Legislation、Bj rne Olsson、National Chemicals Inspectorate、スウェーデンの Implementation との CLEEN2 Network&Past Experiences の導入
2) ヨーロッパの Market Surveillance Bodies と Data 交換の間の ICSMS&Cooperation の導入--過程と習慣、トーマス Schrein、ICSMS3 これらの提示の後に、ワークショップはさらに議論する 2 つの平行なセッション･グループに分かれた:
a) 既存のコンプライアンスから学ぶのにアプローチする; そして

1 おもちゃ産業ヨーロッパ
2 化学法律ヨーロッパの実施ネットワーク
3 技術的な製品の汎ヨーロッパの Market Surveillance のためのインターネットで支持された情報と ICSMS=Communication System
b) RoHS とのコンプライアンスの実施とデモンストレーション
ワークショップはこれらの平行なグループセッションの間に達した結論のレビューで締めくくった。
Annex(付属書)A ですべての提示について略言する。

Agreed Outcomes and Conclusions

Group 1: Learning from Existing Compliance Approaches
The two key questions for the Group 1 Discussion were: (a) what are the key lessons to be learnt from existing compliance approaches e.g. for ELVs, Cadmium Directive and (b) What concrete actions could be taken to facilitate RoHS compliance and enforcement across the MS? The following conclusions were reached:
(a) What are the key lessons to be learnt from existing compliance approaches?
! Documentation AND analysis (testing) have a role to play in enforcement;
! Need common understanding of what is a compliant product:
o To ensure same decisions are taken by Member States;
o To ensure same interpretation between Industry and Enforcement Authorities

同意された結果、結論

グループ 1: 存在するので、コンプライアンスにアプローチするのを学ぶ。
Group1Discussion のための 2 つの肝心かなめの問題は以下の通りであった。 (a) (b) 主要なレッスンは例えば、ELVs、Cadmium
指令のための既存のコンプライアンスアプローチから学ばれるべきである、何である、そして、MS 分析法の向こう側に RoHS コンプライアンスと実施を容易にするためにどんな具体的な行動を取ることができるか? 以下の結論に達した:
(a) 主要なレッスンは既存のコンプライアンスアプローチから学ばれるべきである、何であるか?
ドキュメンテーション AND 分析(テストする)には、実施における担当役割がある;
対応する製品であることに関する必要性の一般的な理解:

Enforcement Authorities. ! Start simple e.g. 1 substance, 1 product / component. (b) What concrete actions could be taken to facilitate RoHS compliance and enforcement across the Member States? Initiate a network for Member State enforcement authorities: o Information sharing & problem solving; o Establish a database to share inspection information (good & bad). Issue a statement to highlight the role/importance of documentation within enforcement; Develop dialogue between industry and enforcers with potential to develop guidelines on documentation requirements Agree common analytical techniques o Further debate needed on common sampling techniques; Publication of MCVs and legal definition of homogenous materials is required. Due to time constraints, it was not possible to allocate responsibilities or timelines for the agreed actions within the workshop. Group 2: Enforcement and Demonstration of Compliance with RoHS During discussions Group 2 concentrated on what it saw as the two principal issues surrounding any RoHS compliance system: (a) What is regarded as a practical compliance process that could be implemented, and (b) How do we deliver an effective approach to the sampling & testing of finished products? With respect to each of these, the following conclusions were agreed:	o 同じことを確実にするために、EU 加盟国は決定を取る; o Industry と Enforcement Authorities の間の同じ解釈を確実にするために。 簡単な状態で始まりなさい。例えば、1 つの物質、1 つの製品/コンポーネント。 (b) EU 加盟国の向こう側に RoHS コンプライアンスと実施を容易にするためにどんな具体的な行動を取ることができるか? 加盟国の施行当局のためにネットワークを開始しなさい: o 情報分担と問題処理; o データベースを確立して、点検情報(良くて悪い)を共有しなさい。 ステートメントを発表して、実施の中でドキュメンテーションの役割/重要性を強調しなさい; ドキュメンテーション要件で指針を開発する可能性で産業とエンフォーサとの対話を開発しなさい。 一般的な解析技法に同意しなさい。 o 一般的なサンプリング技術で必要であるさらなる弁論; MCVs の刊行物と均質の資料の法的な定義が必要である。 時間制約のために、ワークショップの中の同意された訴権のための応答性かスケジュールを割り当てるのは可能でなかった。 グループ 2: RoHS とのコンプライアンスの実施とデモンストレーション 議論の間、Group2 はそれが何か RoHS コンプライアンスシステムを囲む主要な 2 冊を何とみなしたかに集中した: (a) (b) 何が与えられるかもしれない実用的なコンプライアンスの過程と見なされるか、そして、私たちはどのように完成製品の標本化と試験への有効なアプローチを提供するか? それぞれのこれらに関して、以下の結論は同意された:
(a) What is regarded as a practical compliance process that could be implemented? Generally agreed that the step wise approach to RoHS compliance is essential, whereby there is an important role for voluntary self declarations (based on quality assurance systems and/or technical documentation) in demonstrating compliance Enforcement Agencies & Industry both need a simple system, with a systematic approach Testing should always be regarded as the last resort, and Industry should generally be trusted to deliver compliant products There is widespread support for voluntary industry standards to be developed associated with Material Declarations	(a) 何が与えられるかもしれない実用的なコンプライアンスの過程と見なされるか? 一般に、それに同意する、RoHS コンプライアンスへのアプローチが不可欠であることが賢明なステップ。(そのステップで、コンプライアンスを示すのにおいて自発的の自己宣言(品質保証システム、そして/または、技術的なドキュメンテーションに基づいている)のための重要な役割がある)。 実施 Agencies&Industry はともにシステマティックアプローチがある簡単なシステムを必要とする。 試験はいつも最後の手段として見なされるべきである、そして、一般に、Industry が対応する製品を届けると信じられるべきである。 自発的の工業規格が Material Declarations に関連していた状態で開発されるために、 広範囲のサポートがある。
(b) How do we deliver an effective approach to sampling & testing of finished products? ! Generally agreed that the approach to testing must be Risk-based - e.g. Where testing is required this should be targeted to items of risk (e.g. PVC – Cd/Pb); - On the matter of homogenous materials and mechanical disjointing it was generally agreed that if a small component/item could not be mechanically disjointed, this should be treated as a homogeneous material for testing purposes.	(b) 私たちはどのように完成製品の標本化と試験への有効なアプローチを提供するか? 一般に、試験へのアプローチが Risk ベースであるに違いないのに同意する。 - e.g. 試験が必要であるところでは、これはリスク(例えば、ポリ塩化ビニル--Cd/エピタキシャル)の項目に対象とされるべきである; - 一般に、均質の資料と機械的なばらばらになることの問題では、小型部品/項目が機械的にばらばらになることができないなら、これが試験目的のために均一材料として扱われるのに同意された。
Plenary discussion During the plenary discussion there was no disagreement about the overall results of both groups. In particular the following observations were made:	絶対的な議論 絶対的な議論の間、両方のグループの総合的な結果に関して不一致が全くなかった。

The day provided an excellent opportunity for exchanging information and views on how to establish a pragmatic RoHS market surveillance approach, resulting in a positive and constructive debate. There was broad agreement on a number of basic principles (as already highlighted). Follow-up action is needed to ensure that the above principles are included within guidance for enforcement bodies that would also be made available to industry and other stakeholders. · Whilst there is some expectation that the TAC will provide answers, it was also felt that an on-going dialogue between enforcers, policy makers and industry (in particular SMEs) would be useful.	以下の観測を特に、した: . 1 日はどう実践的な RoHS 市場監視進入を確立するかに関する情報交換して、意見のために格好の機会を与えた、積極的で建設的な弁論をもたらして。 . 包括的合意が多くの基本原理(既に強調されているとしての)にあった。 . 追跡している訴権が、上の原則がまた、産業と他のステークホルダーが入手する実施本体のための指導の中に含まれているのを保証するのに必要である。 . また、TAC が答えを提供する何らかの期待がある間、エンフォーサと、政策立案者と産業(特に SMEs)との継続している対話が役に立つと感じられた。
Annex A: Summary of Presentations Summary of Opening Presentations 1) Introduction of CLEEN Network & Past Experiences with Implementation of Environmental Legislation, Björne Olsson, National Chemicals Inspectorate, Sweden The Chemicals Legislation European Enforcement Network (CLEEN) co-ordinates and improves the enforcement of EU chemicals legislation via acting as an information exchange for chemical inspectorates from the MS.	Annex(付属書)A: 初めの提示に関する提示概要に関する概要 1) Environmental Legislation、Bj rne Olsson、National Chemicals Inspectorate、スウェーデンの Implementation との CLEEN Network&Past Experiences の導入 Chemicals Legislation のヨーロッパの Enforcement Network(CLEEN)は化学調査官の職のための情報交換として MS 分析法から機能するを通して EU 化学物 質法律の実施を調整して、改良する。
Key messages: Information exchange between MS inspectorates is vital to improve enforcement in view of the rules of the single market and EU-wide economy; A range of projects is possible including the development of common enforcement tools; Limitations are imposed by its voluntary status as within CLEEN all decisions and inputs from MS are completely voluntary. 2) Introduction of ICSMS & Cooperation between the Market Surveillance Bodies in Europe & Data exchange - process and practice, Thomas Schrein, ICSMS The Information and Communication System for Market Surveillance (ICSMS) covers a range of safety-related Directives (eg low voltage, general product safety, EMC). A central information database provides details of all non-conforming products in circulation within the EU, including details of product testing, and can be accessed directly by any market surveillance authority. By the end of 2005, 11 EU member states will have joined the system.	**重要メッセージ:** . MS 分析法調査官の職の間の情報交換は単一市場の動議提出期から見て実施を改良するために重大で EU 全体の経済である; . 一般的な実施ツールの開発を含んでいて、さまざまなプロジェクトが可能である; . MS 分析法からのすべての決定と入力が CLEEN の中で完全に自発的であるときに、制限は自発的の状態によって課される。 2) ヨーロッパの Market Surveillance Bodies と Data 交換の間の ICSMS&Cooperation の導入--過程と習慣、トーマス Schrein、ICSMS Market Surveillance(ICSMS) のための情報と Communication System はさまざまな安全関連の指令(eg 低電圧、一般的な製品安全、EMC)をカバーしている。 主要な情報データベースを、製品試験の詳細を含む EU の中の流通における、すべての非の従う製品の詳細を明らかにして、直接どんな市場監督権威もアクセスすることができる。 2005 年の終わりまでには、11 の EU 加盟国がシステムに合流してしまうだろう。
Key messages: Local market inspection bodies lack the means to interact and exchange enforcement information; The ICSMS database enables rapid on-time information exchange, efficient co-operation with customs authorities and a robust means of informing the public about unsafe products. Summary of Group 1 Presentations 1) Existing enforcement practises on product related environmental legislation in The Netherlands, Kees van Hees, Dutch Chemicals Inspection. Kees van Hees described current practices in the Netherlands for the enforcement of legislation on Cadmium and substances in Packaging and ELVs. This included the structure of the inspectorates, testing methods and process for dealing with violations. Concluded that although there are issues with testing methods (eg Cr(VI) and XRF), methods of sampling and analysis have been sufficient for the Dutch criminal courts to date for packaging & Cd.	**重要メッセージ:** . 地方市場点検団体は実施情報を相互作用して、交換する手段を欠く; . ICSMS データベースは急速な定刻の情報交換、習慣当局との効率的な共働、および危険な製品に関して公衆に知らせる強健な手段を可能にする。 グループ 1 提示に関する概要 1) 既存の実施は製品の上にオランダの関連する環境法、Kees バン Hees、オランダの Chemicals Inspection を練習する。 Kees バン Hees は Cadmium と物質における法律の実施のために Packaging と ELVs でオランダの現在の習慣について説明した。 違反に対処するのがないかどうか方法と過程をテストして、これは調査官の職の構造を含んでいた。 試験法(egCr(VI)と XRF)には問題があるが、標本化と分析の方法が包装と Cd における、これまでのオランダの刑事裁判所に十分であると結論を下した。

Key messages:

· RoHS enforcement will not be easy - so start simple e.g. 1 substance or 1 part;
· Start a network of inspectors from different member states & make use of the know-how of the trade and industry business;
· Need to ensure that MS enforcement authorities reach same decision on compliance of product x;
· Inspections of declarations of conformity can be a practical solution for RoHS enforcement, but sampling and analysis cannot be excluded.

2) Checking Compliance - Lessons Learnt from Existing Legislation Affecting Product Design, Jan-Willem Scheijgrond, EICTA
EICTA examined recent experiences with the New Approach, Cadmium and ELV Directives and subsequent lessons for RoHS enforcement.

Key messages:

Co-ordination of RoHS enforcement on an EU level is essential in order to:
· Agree on how to check compliance on the basis of documentation;
· In the absence of EU-agreed standards, agree on common sampling and analytical methods.

3) Ideas on enforcement regarding the RoHS dire ctive, Björne Olsson, Sweden, National Chemicals Inspectorate, head of unit.
KEMI, the Swedish National Chemicals Inspectorate, described their experiences in undertaking inspections of consumer products including the process followed (inspection on location, by mail) and actions taken (injunctions, fines). Analysis could be high cost and there were queries over the definition of 'homogenous material'.

Key messages:

Establish a joint RoHS inspection project to ensure common interpretation and share experience;
Visit companies to build up knowledge about EEE.

Summary of Group 2 Presentations
1) EICTA´s view on the RoHS compliance process, Ralph Jäger, EICTA
Ralph Jäger presented EICTA's suggestion of an approach to compliance for both enforcement bodies and industry based on (1) Initial presumption of compliance through the placing of items on the market; (2) Voluntary self-declaration by producers (based on quality assurance processes and/or technical documentation) ONLY where expressly requested to do so by Authorities; (3) Assessment of Self-Declaration and where necessary other supporting documentation by Market Surveillance Authorities; and (4) as a last resort, verification by testing authorities in cases of severe concern.

重要メッセージ:

. RoHS 実施は簡単にならないだろう--したがって、簡単な状態で始まりなさい、そして、例えば、1 つの物質か 1 が離れている、;
. 異なった加盟国から検査官のネットワークを始めなさい、そして、貿易と産業ビジネスに関するノウハウを利用しなさい;
. MS 施行当局が製品 x のコンプライアンスの同じ決定に達するのを保証する必要性;
. 一致の宣言の点検は RoHS 実施のための実際的な解決であるかもしれないが、標本化と分析を除くことができない。

2) コンプライアンスをチェックする--プロダクトデザインに影響する現行法、1 月-ウィレム Scheijgrond、EICTA から学ばれたレッスン EICTA は New Approach、Cadmium、および ELV 指令の最近の経験と RoHS 実施のためのその後のレッスンを調べた。

重要メッセージ:

EU レベルにおける RoHS 実施のコーディネーションが不可欠である、:
. ドキュメンテーションに基づいてコンプライアンスをチェックする方法に同意しなさい;
. EU によって同意された規格がないとき、一般的な標本化と解析手法に同意しなさい。

3) RoHS 指示を見なす Bj rne Olsson、スウェーデン National Chemicals Inspectorate
が導くユニットの実施に関する考え。
ケミ(スウェーデンの National Chemicals Inspectorate)は従われた過程
(メールによる位置における点検)と取られた行動(禁止命令、罰金)を含むコンシューマ製品の仕事点検の彼らの経験について説明した。 分析は高コストであるかもしれない、そして、'均質の資料'の定義の上に質問があった。

重要メッセージ:

. 共同 RoHS 点検プロジェクトを設立して、一般的な解釈を確実にして、経験を共有しなさい;
. 電気電子機器に関して知識を築き上げるために会社を訪問しなさい。

グループ 2 提示に関する概要
1) RoHS コンプライアンスの過程、ラルフ J ger、EICTA に関する EICTA の意見ラルフ J ger は(1) 市販の項目の入賞によるコンプライアンスの初期の推定に基づく実施本体と産業の両方のために EICTA のコンプライアンスへのアプローチの提案を提示した; (2) どこだけが、そうをするのを明白に要求したかという製造業者(品質保証の過程、そして/または、技術的なドキュメンテーションに基づいている)による自発的の自己宣言、Authorities; (3) 査定、Self-宣言、必要である、Market Surveillance Authorities による他の解説文書; (4) そして、最後の手段として激しい関心の場合で当局をテストするのによる検証。

Key messages: As with other existing product related environmental legislation, approach should bebased on Presumption of Conformity; and Then Self Declaration of Compliance and supporting technical documentation upon request; Testing is the last resort. 2) International Standards on RoHS Testing, Markus Stutz/Ian Park, IEC TC111 WG3 project leader RoHS testing On behalf of Markus Stutz, Ian Park presented a review of the activity of IEC on thedevelopment of a standard for RoHS testing, highlighting the importance of a harmonized standard, the scope of the IEC standard, those activities not covered (esp. sampling), and the intended development of a Guidance Document on sampling methods. **Key Messages:** Although RoHS is an EU directive, we need a global IEC standard for testing; Standard only covers testing, not the process of sample selection and preparation. Guidance on this is needed. 3) Sample preparation, Kaisa-Reeta Koskinen, Nokia, member of working group IEC TC111 WG3 Kaisa-Reeta Koskinen presented on the obstacles associated with practical sample preparation and testing, the need for sector specific guidance and the need for a Risk-based approach to RoHS testing. **Key Messages:** For sampling and testing, keep it simple; Be aware of the risks associated with Sample Preparation; For these and other reasons, we need Practical Guidance to be developed. 4) Sample preparation on the basis of MCV decision – what will it entail? Paul Goodman, **ERA** Paul Goodman also presented on sample preparation, taking into account the practicalities on the basis of MCV. The difficulties in sampling to a material level as product complexity increases along the EEE supply chain was highlighted, with the message that sampling should be Risk-based. Further, ERA overviewed different analysis methods and their differences in accuracy and application. **Key Messages:** ·Whatever approach is used for sample preparation by Member States and Enforcement bodies, it must be simple.	**重要メッセージ:** . 製品が他の存在で環境法を関係づけたので、アプローチは Conformity の Presumption に基づくべきである; そして . 次に、Compliance と要求に関する技術的なドキュメンテーションを支持する Self Declaration; . 試験は切り札である。 2) RoHS Testing、マーカスシュトゥッツ/イアン Park、IEC TC111 WG3 プロジェクト主任弁護士 RoHS 試験の国際規格マーカス･シュトゥッツを代表して、イアン Park は合っている規格の重要性、IEC 規格の範囲、カバーされなかったそれらの活動(特に標本化)、および抽出法における Guidance Document の意図された開発を強調して、テストする RoHS の規格の開発の IEC の活動のレビューを提示した。 **重要メッセージ:** . RoHS は EU 指示であるが、私たちは試験のグローバルな IEC 規格を必要とする; . 規格はサンプル選択と準備の過程ではなく、試験をカバーするだけである。 これにおける指導が必要である。 3) 試料調製、Kaisa-Reeta Koskinen、ノキア、ワーキンググループ IEC TC111 WG3 のメンバー障害で寄贈された Kaisa-Reeta Koskinen は実用的な試料調製、試験、セクターの特定の指導の必要性、および RoHS 試験への Risk ベースのアプローチの必要性と交際した。 **重要メッセージ:** 標本化と試験には、それを簡単に保ちなさい; .Sample Preparation に関連しているリスクを意識しなさい; これらと他の理由で、私たちは、Practical Guidance が開発される必要がある。 4) MCV 決定に基づいた試料調製--それは何を伴うだろうか? ポール Goodman、 **ERA** また、MCV に基づいて実用性を考慮に入れて、試料調製のときに提示されたポール Goodman。 製品の複雑さが電気電子機器供給チェーンに沿って増加するのに従って、物質的なレベルへの標本化における困難は目立った、標本化が Risk ベースであるべきであるというメッセージで。 さらに、ERA は差額分析方法と精度と利用のそれらの違いを「過剰-見」た。 **重要メッセージ:** . どんなアプローチも試料調製に加盟国と Enforcement ボディーによって使用されても、簡単であるに違いない。

添付資料２　法令

海外法令
－　中国版ＲｏＨＳ　－

情報更新日	2006/01/06
法令の名称	中国版 RoHS 法 電子情報製品の汚染の予防及び対策管理弁法
適用地域	
施行（予定）	2006 年 1 月 1 日見込み 2005 年9月 29 日に WTO　TBT 協定により通告がされた
法令の目的	廃棄電子情報製品の環境汚染を規制し削減して、低汚染電子情報製品の生産、販売を推進し、清潔生産を実現させ、資源利用効率を高め、環境保全、ヒトへの悪影響を防ぎ、持続可能な発展を推進するため、中華人民共和国清潔生産促進法、中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法、中華人民共和国製品品質法及びその他の法律等により制定する。
適用対象	中華人民共和国内で生産、販売、輸入する次の電子情報製品に適用する。 ･レーダー ･電子通信製品 ･放送とテレビの製品 ･コンピュータ製品 ･家庭用電子製品 ･電子測量器具製品 ･電子専用製品 ･電子部品 ･電子応用製品 ･電子材料製品 ･ソフトウェア製品 製品及びその部品 提要詳細品目は、目録で明示される。
適用除外	輸出用製品の生産行為には適用しない。
法令のポイント	電子情報製品が対象であるが、電子部品や電子材料なども含まれる。また、電子応用製品など定義の曖昧なものもある。 特定有害物質は以下の通りである。 ･鉛 ･水銀 ･カドミウム ･6価クロム ･PBB ･PBDE ･国家が指定するその他の有毒有害物質

DfE 留意事項　電子情報製品の設計は、電子情報製品有毒有害物質規制の国家基準または業界基準に基づいて、技術的要求事項を前提に保証する下に、低毒、低害、容易にあるいは無害化の回収利用できる方案を考慮しなければならない。

法令の背景　本法律は、中華人民共和国清潔生産促進法や固体廃棄物環境汚染対策法を根拠法として制定されている。中華人民共和国清潔生産促進法は、資源の利用効率を高め、汚染物の発生を抑制し、環境の保護及び改善を図り、人体健康を守り、経済と社会の持続可能な発展を促進することを目的としている。同法で、「毒性の強い、危害が大きな原料の代替として、無毒、無公害又は低毒、低公害の原料を利用すること」や「資源の利用効率が高く、汚染物質の発生量の少ない技術、設備を利用すること」などが生産者の責務とされている。

法令の構成　4 章 27 条

法令の解説　〔第 5 条〕施策

情報産業部は関係部署と協力して電子情報製品汚染防止に係る有効な施策を制定する。

・電子情報製品汚染防止及び資源利用技術の推進

・電子情報製品汚染防止に関する科学研究、技術開発、国際協力

〔第 6 条〕政策支援

情報産業部は、新たに環境保護に有効な電子情報製品の研究、開発する組織又は個人を政策面で支援する。

(第 9 条) 設計要求

電子情報製品の設計は、電子情報製品有毒有害物質規制の国家基準または業界基準に基づいて、技術的要求事項を前提に保証する下に、低毒、低害、容易にあるいは無害化の回収利用できる方案を考慮しなければならない。

〔第 10 条〕生産者の義務

電子情報製品の生産者は、電子情報製品有毒有害物質規制の国家基準または業界基準に基づいて、生産過程の中で、資源利用率の高率化、容易な回収処理、環境保護材料と技術を採用しなくてはならない。

〔第 11 条〕安全使用期限の明示

電子情報製品の生産者、輸入者は、その製品に安全使用期限を明示し、取扱説明書に詳細説明をしなくてはならない。様式、方式は情報産業部が定める。

安全使用期限は、生産者または輸入者が決める。

関連業界は、技術進歩に応じて、安全使用期限のガイドラインを策定する。

〔第 14 条〕表示の義務

生産者、輸入者は、販売する製品に毒有害物質を含有する部品、ユニットに有毒有害物質の名称、含有量や回収、再利用の可否の標識をつけなくてはならない。

製品に貼付できない場合は、包装または取扱説明書に記載する。

〔第 16 条〕販売制限
販売者は有毒有害物質含有量が国家基準または業界基準を満足しない電子情報製品を販売してはならない。

〔第 17 条〕業界及び国家基準
電子情報製品有毒有害物質規制の業界基準は、情報産業部と国家環境保護総局が制定する。国家基準は、情報産業部と国家標準化委員会が起案する。

〔第 18 条〕製品認証
出荷、販売、輸入し使用する電子情報製品は、強制的に製品認証管理を実施する。

〔第 19 条〕重点管理目録
情報産業部は関連部署と協力して、重点管理目録を作成する。
重点管理目録は次項を含め毎年見直しをする。
・製品品目
・使用制限の定められた有毒有害物質の種類と期限

〔第 20 条〕要求事項
重点管理目録に属する電子情報製品
・本弁法の要求に基づく管理
・重点管理目録に基づく管理
その他の電子情報製品
・本弁法の要求に基づく管理

〔第 21 条〕有毒有害物質含有制限の実施時期
情報産業部が産業発展の実情を踏まえて関係部署と協力して公布する。
(3)非含有測定
2005 年 5 月 25 日付けで、「中華人民共和国国家質量監督検験検疫総局公告〔2005 年第 87 号〕」が発行されました。この中で、EU の WEEE 指令と RoHS 指令の規制事項を検討し、生産プロセス管理を強化し、関連ラベルを正しく貼るように指導しています。関連して、特定有害物質の非含有測定試験所として、当初 11 施設、その後追加して 18 施設を推奨しています。
測定方法は、IEC62321 の翻訳業界標準として、2005 年 7 月に発行されました。
SN/T 2003.1-2005
鉛・水銀・カドミ・クロム・臭素の蛍光 x 線測定法
SN/T 2004.1-2005
水銀の冷原子蛍光検出〔AFS)測定法
SN/T 2004.2-2005
鉛・カドミ・クロムの原子吸光測定法
SN/T 2004.3-2005

6 価クロムの吸光光度計のジフェニルカルバジド測定法

SN/T 2005.1-2005

PBB･PBDE の HPLC 測定法

SN/T 2005.2-2005

PBB/PBDE の GC-MS 測定法

添付資料２　法令

海外法令

－　中国版家電リサイクル法　－

情報更新日	2006/01/06
法令の名称	中国版家電ﾘｻｲｸﾙ法（基本）
適用地域	
施行（予定）	
法令の目的	「中華人民共和国清潔生産促進法」「中華人民共和国の廃棄物残留環境汚染対策法」の規定によって、廃家電・電子製品を規範に合わせて回収し処理して、資源ﾘｻｲｸﾙを促進することで、環境の保護と人民の健康を保障する
適用対象	テレビ、電気冷蔵庫、洗濯機、エアコン、コンピュータなど詳細はﾘｽﾄで明記
適用除外	
法令のポイント	日本の家電ﾘｻｲｸﾙ法に類似した部分がある。特色は、廃製品と旧製品に分けて規制をしている。 廃家電気電子製品：修理できない機能喪失製品 旧家電気電子製品：修理テストで機能を回復する製品 旧家電気電子製品は、中国版RoHS法の安全使用期限（第14条）を加味し、修理して安全を確認してから中古品として販売する。中古品の販売後の責任は再生業者 詳細は地方自治体で決定するが、罰則規定もある
DfE 留意事項	中国版 RoHS 法と一体となってﾘｻｲｸﾙを考慮した設計が求められる。
法令の背景	
法令の構成	
法令の解説	(1)輸入代理店の責務（第 10 条） 税関での輸入手続き 省の当局に登記する 第 9 条の責務の履行 登記された輸入代理店しか通関できない (2)販売業者の責務（第 11 条） 廃旧家電製品の回収義務 回収した廃旧家電製品は資格のある処理企業に有償で引き渡す 廃旧家電製品は処理企業による検査測定を受け標識がなければ販売してはならない (3)回収企業の責務（第 12 条） 回収企業と処理企業は回収委託合意書を締結 解体、再組立、回収企業にいる販売は禁止 (4)処理企業の責務（第 13 条）

国家標準、技術規範により回収された廃旧家電製品を分類
検査測定の実施
検査測定、修理後に安全標準により再利用標識の貼付
旧家電取扱業者または市場に販売
環境と安全に配慮した解体作業
有害･有毒物質の無害化処理

(5)消費者の責務〔第 14 条〕
廃旧家電製品は有償で家電製品取扱業者、アフターサービス機構、回収企業に引き渡す
投棄したり自ら解体してはならない

添付資料２　法令

海外法令

－　Ｐｒｏｐｏｓｉｔｉｏｎ６５　－

情報更新日	2006/01/06
法令の名称	Proposition65 カリフォニア州法 SAFE DRINKING WATER AND TOXIC ENFORCEMENT ACT OF 1986
適用地域	
施行（予定）	1987 年 1 月
法令の目的	(1)がんまたは生殖毒性を引き起こすことが知られている化学品による飲料水汚染の禁止 (2)がんまたは生殖毒性を引き起こすことが知られている化学品へのばく露の前の警告
適用対象	カリフォニア州知事が指定した物質で現在約 800 物質がリストされている
適用除外	
法令のポイント	事業者はいかなる個人にも明確な警告なしに、がんまたは生殖毒性を引き起こす化学品であることを知った上でかつ意図的にばく露させてはならない
DfE 留意事項	特定有害物質の表示の義務
法令の背景	カリフォルニア州の健康、安全コード§25249.5~§25249.13 の具体的な順法手引きが必要となり、手続きを明記する規則が望まれていた。 カリフォルニア州規則集 Title22　§12000～§14000 として公布された。
法令の構成	
法令の解説	州法でもっとも有名で、日本でその対応に苦慮しているものがカリフォニア州法の「プロポジション 65」です。正式名称は「Proposition65 Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 安全飲料水及び有害物質執行法」で、1986 年に採択され 1987 年 1 月に発効しています。 法の目的は (1)がんまたは生殖毒性を引き起こすことが知られている化学品による飲料水汚染の禁止 (2)がんまたは生殖毒性を引き起こすことが知られている化学品へのばく露の前の警告 です。この「知られている化学品」とは、毎年1回州知事が公表する有害化学品を指しますが、現在では約 800 品目が登録されています。留意点は、「事業者はいかなる個人にも明確な警告なしに、がんまたは生殖毒性を引き起こす化学品でることを知った上でかつ意図的にばく露させてはならない。」ことです。発がん性リスクや生殖毒性については極めて厳しい基準が設けられています。発がん性化学品についての警告は次のように表示します。 「警告：この製品にはがんを引き起こすことがカリフォニア州に知られている化学品が存在している。」生殖毒性を引き起こす化学品についての警告は次のように表示します。 「警告：この製品には出生異常または生殖障害を引き起こすことがカリフォニア州に知られている化学品が存在している。」 警告表示は、非常にシンプルで、物質名やリスクの程度も表示されてなく、暴露経路も明記されていないので、使用時に注意することも明確ではありません。

警告には、消費者製品暴露に関する警告、職業暴露に関する警告、環境暴露に関する警告があり、製品ラベル、表示、掲示、標識などにより警告をします。
表示の語句や大きさなども決められています。
「プロポジション 65」の罰則の厳しさは有名です。罰則規定は、「違反者は、他の法律による罰に加えて、各々の違反に対して 1 日あたり 2,500 ドル以下の罰金を課す。」となっています。例えば、1,000 台の商品を規定された警告表示なしに販売し、顧客が 10 日間使用したとすると 2,500 ドル×1,000 台×10 日＝25,000,000 ドルになります。
実際は台数や日数が桁違いに多いので数十億の罰金になることもあります。
また、ここでもアメリカらしい規定であるが、罰金額を決める際の考慮事項があります。

(1)違反の性質と範囲
(2)違反の数と重要度
(3)違反者に対する罰金の経済的影響度
(4)違反者の遵法のための誠意ある措置と処置の時期
(5)違法行為が故意かどうか
(6)社会全体への抑止効果
(7)他の司法的要求

添付資料２　法令

国内法令

－　循環型社会形成促進基本法　－

情報更新日	2006/01/06
法令の名称	循環型社会形成推進基本法
適用地域	
施行（予定）	平成 12 年 6 月 2 日
法令の目的	循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、 (1)廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立する (2)個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備 による循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図る
適用対象	国、地方公共団体、事業者及び国民
適用除外	
法令のポイント	循環型社会の形成に向けて、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくための役割分担が明確化された。 事業者及び国民の「排出者責任」が明確にされた。 生産者が自ら生産する製品について、使用されてから廃棄物になったあとまで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則が確立された。
DfE 留意事項	事業者の責務のポイントは次項である。 原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制。 循環資源の循環的な利用及び処分。
法令の背景	大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルを見直し、資源の効率的な利用やリサイクル、資源の消費を抑え、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが急務になっている。
法令の構成	
概要解説	1.背景 経済社会活動の高度化に伴い、廃棄物の発生量は増大しています。最終処分場を新たに作ることが難しく、廃棄物の行き場が無くなる緊迫した状況が起きています。大量生産、大量消費、大量廃棄といった私たちの経済社会やライフスタイルを見直し、資源の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費を抑え、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが急務になっています。循環型社会形成推進基本法は、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、2000 年 6 月に公布されました。 2.定義 循環型社会とは、廃棄物の発生を抑制し、循環資源の循環的な利用、及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。また、循環資源とは、法で定められた廃棄物及び社会の生産活動で副次的に生じた物品のうち、有用なものをいいます。 循環資源の処理の優先順位が次のように定められました。

(1)発生抑制（リデュース）
原材料の効率的な利用、及び製品の長期的な使用により、廃棄物の発生を抑制する。
(2)再利用（リユース）
循環資源を循環的に利用することにより、その処分の量を減らす。
(3)再生利用（マテリアルリサイクル）
循環資源を製品の原材料として再生利用できる場合は、再生利用を行う。
(4)熱回収（サーマルリサイクル）
再生利用ができない循環資源で、熱を得ることに利用できる場合は、熱回収を行う。
(5)適正処分
再生利用及び熱回収ができず、循環的な利用が行えない循環資源は、適正に処分されなければならない。

3.役割分担
循環型社会の形成に向けて、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくために、役割分担を明確にしています。特に、事業者及び国民の「排出者責任」が明確にされました。また、生産者が自ら生産する製品について、使用されてから廃棄物になったあとまで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則が確立されました。
1）事業者の責務
・原材料が事業活動において廃棄物になることを抑制し、循環的に利用する。循環利用できない場合は、適正に処分する。
・製品の耐久性の向上、修理体制の充実を図り、廃棄物になることを抑制する。製品の循環的な利用を促進し、及び適正な処分が困難にならないようにするために、設計の工夫や材質の表示等を行う。
・必要な場合は、循環資源となった製品を引き取り、循環的な利用を行う。
・再生品を使用することに努める。
2）国民の責務
・製品の長期的な使用、再生品の使用、循環資源の分別回収。
・必要な場合は循環資源になった製品、容器を事業者に適切に引き渡す。

4.国の施策
循環型社会の形成のための国の施策を明示しています。
・廃棄物等の発生抑制のための処置。
・「排出者責任」の徹底のための規制等の処置。
・「拡大生産者責任」を踏まえた処置（製品等の引き取り、循環的な利用の実施、製品に関する事前評価）。
・再生品の使用の促進。
・環境保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復などの費用を負担させる処置等。
参考資料　環境省「循環型社会形成推進基本法について」
http://www.env.go.jp/recycle/circul/recycle.html

添付資料２　法令

国内法令
－　廃棄物処理法　－

情報更新日	2006/01/06
法令の名称	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
適用地域	
施行（予定）	昭和 45 年 12 月 25 日 最終改正平成 17 年 5 月 18 日
法令の目的	最終処分場の残余容量のひっ迫や悪質な不法投棄の多発など依然として深刻な状況にある。廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別･保管･収集･運搬･再生･処分等の処理を行い、また生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
適用対象	廃棄物を排出する事業者
適用除外	放射性物質及びこれに汚染されたもの
法令のポイント	廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区別される。 産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた 19 種類。 一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭ごみとオフィスや飲食店から発生する事業系ごみと、し尿に分類。 廃棄物のなかで、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがあるものを「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」と分類し、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理する。
DfE 留意事項	産業廃棄物になった時点で、顧客が処理の委託契約を行うが、規則で次が規定されている。 （第八条の四の二） イ　当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項 ロ　通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項 この関連情報を提供できるように、または、必要がないように設計時に配慮する。
法令の背景	1年間に家庭等から排出される廃棄物（一般廃棄物）や工場や事業所等から排出される廃棄物（産業廃棄物）は大量になってきている。この廃棄物を処理するために、多くの時間と経費をかけなければならないようになり、さらに、廃棄物処理に伴い発生するダイオキシン類の対策や最終処分場の不足、不法投棄の問題といった課題が生じている。
法令の構成	
法令の概要	1.目的 廃棄物処理法は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別･保管･収集･運搬･再生･処分等の処理を行い、また生活環境を清潔にすることにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための法律です。 2.適用 廃棄物を排出する事業場がこの法律の適用を受けます。 3.定義

廃棄物の種類は、下記のように分類されます。
産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物の内、法で定められた 19 種類の廃棄物。
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、コンクリート破片、ばいじん等。
特別管理産業廃棄物 爆発性、毒性、感染性を有し、人の健康または自然環境にかかわる被害を生じる恐れがある産業廃棄物。
燃えやすい廃油、廃酸（pH2 以下）、廃アルカリ（pH12.5 以上）、感染性廃棄物等。
特定有害産業廃棄物 廃 PCB 等、PCB 汚染物、水銀・カドミウム・鉛・六価クロム・ヒ素を基準以上含む鉱さい等。
一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物で、事業所から出る紙くず、ダンボール、木くず、茶がらなどの雑ごみ
特別管理一般廃棄物 爆発性、毒性、感染性を有し、人の健康または自然環境にかかわる被害を生じる恐れがある一般廃棄物。

4.適用される事業者の責務
排出事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。排出事業者には次のことが義務付けられています。
1)廃棄物のリサイクル、減量化。
2)廃棄物となった時に適正処理が困難にならないような製品の開発、及び適正処理のための情報提供。
3)産業廃棄物の運搬、処理を業者に委託する場合は、委託しようとする産業廃棄物について許可を受けているか許可内容を確認し、委託契約を結ぶ。
4)廃棄物が運搬されるまでの間、保管基準に従って生活環境上支障のないように保管し、保管場所には廃棄物の種類、管理者名、連絡先を記載した掲示板を設置する。

産業廃棄物の不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に、排出事業者が産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡す際、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付することが義務付けられています。また、管理票の控えを 5 年間保管すること、管理票の交付状況を記載した報告書を都道府県知事に提出することが義務付けられています。また、管理票の控えを 5 年間保管すること、管理票の交付状況を記載した報告書を都道府県知事に提出することが義務付けられています。排出事業者は、紙の管理票ではなく電子情報を利用したマニフェスト制度を選択することも可能です。
法律の一部改正に伴い、平成 13 年 4 月 1 日から、排出事業者が最終処分終了まで確認することが義務付けられました。また、管理票の不交付及び虚偽の管理票交付に対する直罰が盛り込まれました。

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、保管、処理にあたり通常の産業廃棄物よりも厳密な基準に従う必要があります。また、その適正な処理を行うために特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません。特別管理産業廃棄物管理責任者の役割は、特別管理産業廃棄物の排出状況の把握し、処理の計画を立て、適正な処理を確保することなどです。

添付資料２　法令

国内法令

－　資源有効利用促進法　－

情報更新日　2006/01/06

法令の名称　資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

適用地域

施行（予定）　平成 13 年 3 月公布

法令の目的　循環型社会を形成していくために必要な 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進する。事業者に対して 3R の取り組みが必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定める。 10 業種・69 品目を指定して、製品の製造段階における 3R 対策、設計段階における 3R の配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などを規定

適用対象　10 業種・69 品目について、省令（判断基準）により事業者に対して 3R の取り組みを求めている。

適用除外

法令のポイント　事業者の責務

使用済物品および副産物の発生抑制のための原材料の使用の合理化、再生資源および再生部品を利用、使用済物品や副産物の再生資源・再生部品としての利用の促進に努める。

10 業種・69 品目について、省令（判断基準）により事業者に対して 3R の取り組みを求める。

●特定省資源業種

副産物の発生抑制などに取り組むことが求められる業種

●特定再利用業種

再生資源・再生部品の利用に取り組むことが求められる業種

●指定省資源化製品

原材料などの使用の合理化、長期間の使用の促進、その他の使用済み物品などの発生の抑制に取り組むことが求められる製品

●指定再利用促進製品

再生資源または再生部品の利用促進に取り組むことが求められる製品

●指定表示製品

分別回収の促進のための表示を行うことが求められる製品

●指定再資源化製品

自主回収および再資源化に取り組むことが求められる製品

●指定副産物

再資源としての利用の促進に取り組むことが求められる副産物

DfE 留意事項　特定の化学物質の含有に関する情報の提供が定められている機器は、JIS C 0950-2005 による表示の義務がある。

法令の背景　循環型社会の形成のために、従来のリサイクル対策（廃棄物の原材料としての再利用）の強化に加えて、リデュース対策（廃棄物の発生抑制）とリユース対策（廃棄物の部品等としての再使用）を導入し、再生資源利用促進法を大きく改正した。

法令の構成

法令の解説　1.目的

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）は、循環型社会の形成のために、従来のリサイクル対策（廃棄物の原材料としての再利用）の強化に加えて、リデュース対策（廃棄物の発生抑制）とリユース対策（廃棄物の部品等としての再使用）を導入し、再生資源利用促進法が改正された法律です。
この法律は、
①使用済み物品及び副産物の発生抑制のために、原材料使用の合理化
②再生資源、再生部品の利用
③使用済み物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用促進
④表示による分別回収の促進
といった点について、政令で指定する業種及び製品について判断基準を定め、事業者・消費者・公共団体の責務を規定することにより、資源の有効な利用を確保することを目的としています。

2.事業者の責務
事業者の責務として、具体的には、排出量が多いもの、含有資源が有用であるもの、市町村による処理が困難であるものなどを基準に、業種や製品ごとに次の対策が求められています。

1）特定省資源業種
・パルプ製造業および紙製造業
・無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業
・製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業
・鋼第一次製錬・精製業
・自動車製造業
以上の業種に属する事業者は、原材料等の使用の合理化による副産物の発生抑制、及び副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むこと。

2）特定再利用業種
・紙製造業
・硬質塩化ビニル製の管・管継手の製造業
・ガラス容器製造業
・複写機の製造業
・建設業
以上の業種に属する事業者は、再生資源または再生部品の利用に取り組むこと。

3）指定省資源化商品
・自動車
・家電製品（テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・衣類乾燥機）
・パソコン
・ぱちんこ遊技機
・金属製家具
・ガス・石油機器
以上の製品の製造事業者は、原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進、その他の使用済物品等の

発生の抑制に取り組むこと。

4）指定再利用促進製品

・自動車

・家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）

・ぱちんこ遊技機

・複写機

・金属性家具

・ガス・石油機器

・浴槽ユニット、システムキッチン

・小型二次電池使用機器

以上の製品の製造事業者は、再生資源または再生部品の利用の促進（リユース又はリサイクルが容易な製品の設計・製造）に取り組むこと。

5）指定表示製品

・スチール製の缶、アルミニウム製の缶

・ペットボトル

・小型二次電池（密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、小型シール鉛蓄電池、密閉型ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池）

・塩化ビニル製建築資材（硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙）

・紙製容器包装、プラスチック製容器包装

以上の製品の製造事業者及び輸入事業者は、分別回収の促進のための表示を行うこと。

6)指定再資源化製品

・パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む）

・小型二次電池（密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、小型シール鉛蓄電池、密閉型ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池）

以上の製品の製造事業者及び輸入事業者は、自主回収及び再資源化に取り組むこと。ただし、小型二次電池について、密閉型蓄電池を部品として使用している場合は、当該密閉型蓄電池の自主回収に取り組むこと。

7)指定副産物

・電気業の石炭灰

・建設業の土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリートの塊、木材

以上の副産物に係わる業種の事業者は、副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むこと。

参考資料

「資源有効利用促進法について」 経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index.html

「10業種・69品目について」 経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index03.html

添付資料２　法令

国内法令
－　家電リサイクル法　－

情報更新日　2006/01/06

法令の名称　家電リサイクル法
特定家庭用機器再商品化法

適用地域

施行（予定）　平成13年4月1日

法令の目的　小売業者、製造業者等による家電製品等の廃棄物の収集、再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与する。

適用対象

適用除外

法令のポイント　製造業者及び輸入業者（製造業者等）の役割

・取引の義務

製造業者等は、予め指定した引取場所において、自らが製造等した対象機器の廃棄物の引取りを求められたときは、それを引き取る。

引取場所については、対象機器の廃棄物の再商品化等が能率的に行われ、小売業者・市町村からの円滑な引渡しが確保されるよう適正に配置する。

・再商品化等実施義務

製造業者等は、引き取った対象機器の廃棄物について、少なくとも以下の基準以上の再商品化等（部品・材料のリサイクルのみ。熱回収は当初は含まれない。）を実施する。

エアコン　60%以上
冷蔵庫・冷凍庫　50%以上
テレビ　55%%以上
洗濯機　50%%以上

DfE 留意事項　廃棄物となった機械器具を「再商品化等」することが大きな目的である。

このため、設計、生産段階で次項を配慮しなければならない。

機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、自らこれを製品の部品又は原材料として利用する。

機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする。

法令の背景　廃棄物の発生量が増大し、及び再生資源の利用が十分に行われていない状況にかんがみ、特定家庭用機器廃棄物について、基本方針、収集及び運搬に関する小売業者の義務、再商品化等に関する製造業者等の義務及び指定法人に関する事項を定めること等により、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る必要がある。

法令の構成

法令の解説　1.目的

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）は、家庭や事業所から排出される特定家庭用機器廃棄物のリサイクルシステムを確立し、効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図ることを目的としています。平成13年4月1日より本格施行されました。

2.役割分担

消費者は収集・運搬及び再商品化などの料金を負担し、小売業者は消費者から引き取り製造業者へ引き渡す義務を負い、製造業者は製品の再商品化等の義務を果たすことを基本とします。

3.定義

特定家庭用機器とは、一般消費者が日常生活で使用する機械器具などの中で、市町村の設備・技術による再商品化等が困難であり、製造業者により経済的に再商品化等が可能であるもの、また、資源の有効利用をする必要があり、小売業者による円滑な収集等が確保できるものとします。政令により、エアコン、ブラウン管式のテレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機の4製品が指定されています。

4.再商品化

再商品化等には、「再商品化」と「熱回収」の二つの方法があります。再商品化（マテリアルリサイクル）は 、特定家庭用機器廃棄物を金属、ガラス、プラスチックの原料・材料として再生利用することです。熱回収（サーマルリサイクル）は、マテリアルリサイクルにより再生利用されたもの以外に、燃焼させて熱エネルギーを得るために利用することです。製造業者及び輸入業者は、引き取った特定家庭用機器廃棄物について、下記の基準以上の再商品化等（当初は熱回収は含まれない）を達成する義務があります。

エアコン　60%以上

テレビ　55%以上

冷蔵庫　50%以上

洗濯機　50%以上

5.見直し

施行(平成13年4月1日)後5年後の平成18年4月に、制度全般について再検討することになっています。

参考資料特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）のホームページ（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/kaden_recycle/case2/case2_02.html

添付資料２　法令

国内法令

－　自動車リサイクル法　－

情報更新日　2006/01/06

法令の名称　自動車ﾘｻｲｸﾙ法

使用済自動車の再資源化等に関する法律

適用地域

施行（予定）　２００５年1月1日

法令の目的　自動車製造業者等及びび関連事業者による使用済自動車の引渡し並びに再資源化等を引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

適用対象　四輪自動車

ﾄﾗｯｸ、バスなどの大型自動車、キャンピング車などの特殊自動車、ナンバープレートのない構内車を含む。

適用除外　被牽引車、二輪車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、農業機関、農業機械、林業機械等

法令のポイント　自動車所有者は新車購入時、車検時にﾘｻｲｸﾙ料金を（財）自動車ﾘｻｲｸﾙ促進センター（国指定の資金管理法人）に預託する。使用済自動車は、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者により、フロン類、エアバッグ類や解体後のシュレッダーダスﾄ類が取り出されて自動車生産者（含む輸入業者）に引き渡される。これら費用は自動車生産者（含む輸入業者）が預託金の払い渡しを受けて回収料金を支払う。

一連のプロセスの管理を電子マニフェストで行う。

DfE 留意事項　第 4 条で事業者の責務が次のように定めれている。関連事業者は、使用済自動車の第四条再資源化を適正かつ円滑に実施することにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済自動車の再資源化に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。

法令の背景

法令の構成

法令の解説　1.目的

使用済自動車（廃車）は中古部品や金属原料を多く含む価値が高いので、これまでは市場原理に基づいて解体業者、シュレッダー業者などによるﾘｻｲｸﾙ･適正処理のシステムがうまく機能していました。わが国では、使用済自動車が年間約 400 万台排出され、国内でﾘｻｲｸﾙ･適正処理されています。一方、近年は、最終処分場が逼迫し、それに伴い処理工程の最後で排出されるシュレッダーダストの処分費が高騰することで使用済自動車の取引の「逆有償化」が進展し、不法投棄や不適正処理の懸念も生じています。また、フロン類の回収･破壊や、エアバッグ類の適正処理という新たな環境問題への対応も必要となっています。このため、既存のﾘｻｲｸﾙシステムを活かしつつ、ﾘｻｲｸﾙ･適正処理を図るための新たな制度を構築する必要が生じいています。使用済自動車から出る有用資源をﾘｻｲｸﾙして、環境問題への対応を図るために、自動車製造業者等及び関連事業者が取り組みを規制します。エアコンの冷媒として使われ大気に放出すると地球環境を破壊する「フロン類」、爆発性があって処理の難しい「エアバッグ類」、使用済自動車から有用資源を回収した後に残る大量の「シュレッダーダスﾄ」の 3 つについて自動車メーカーがﾘｻｲｸﾙする義務ことになります。

このようなリサイクルに必要となる費用については、自動車ユーザーが負担します。現状のリサイクルの障害となっている部分について、自動車メーカーがリサイクルの責任を果たすこととなります。

2.リサイクルのフロー

使用済自動車のリサイクルフローの次のようになります。

(1)自動車所有者は使用済自動車を引取業者に引き渡す。

(2)引取業者はリサクル料金の預託を確認し、使用済自動車引き取りる。

(3)フロン類回収業者、解体業者に引き渡す。

(4)フロン類回収業者はフロン類を回収して自動車生産者（含む輸入業者）に引渡し、使用済自動車を解体業者に引き渡す。

(5)解体業者はエアバック類を回収して自動車生産者（含む輸入業者）に引渡し、使用済自動車を解体し、解体した自動車を破砕業者に引き渡す。

(6)破砕業者は解体した自動車を破砕したシュレッダーダストを自動車生産者（含む輸入業者）に引渡す。

(7)自動車生産者（含む輸入業者）は、フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストを抜き取り、リサイクルなどの適正な処理をする。

(8)自動車生産者（含む輸入業者）は、資金管理法人からリサイクル料金の払い戻しを請求し、フロン回収業者、解体業者に回収料金を支払う。

(9)これらは電子マニフェストで管理する。

3.リサイクル料金

リサクル料金は原則新車購入時に（財）自動車リサイクル促進センターに預託する前払い方式です。本格施行の 2005 年 1 月時点で既に販売されている自動車については、施行後の最初の車検時や、中古車新規登録の時までに預託をすることになります。車検を経ずに使用済自動車となる場合には、引取業者に引き渡す時までに預託することになります。

リサクル料金は、自動車生産者（含む輸入業者）が、シュレッダーダストの発生量やリサイクル方法、エアバッグ類の個数や取り外しやすさ、カーエアコンが付いているかどうかなどから車ごとに設定し、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の 3 品目ごとに料金を公表し、自動車生産者（含む輸入業者）には、実際にリサイクルに要した費用を公表すること、さらに不適切な料金設定に対しては国が是正を勧告･命令する制度となっています。リサイクル料金は、普通車で1万円から1万 8 千円程度です。

4.リサイクルしやすい開発･設計

自動車生産者（含む輸入業者）は「フロン類」「エアバッグ類」や「シュレッダーダスト」のリサイクルしやすい開発･設計を含めて以下の自主的取り組みを推進しています。

(1)環境負荷物質の全廃･使用削減：鉛、水銀、六価クロム、カドミウムの 4 物質の全廃･使用削減

(2)リサイクル性に配慮した材料の使用

(3)解体性を配慮した設計

参考資料

自動車リサクル法のホームページ（経済産業省） http://www.meti.go.jp/policy/automobile/index.html

（財）自動車リサイクルセンター http://www.jarc.or.jp/recycle/ad/ad_mass_1.pdf

添付資料２　法令

国内法令
－　省エネルギー法　－

情報更新日	2006/01/06
法令の名称	省エネ法 エネルギーの使用の合理化に関する法律
適用地域	
施行（予定）	平成 17 年 8 月 10 日改
法令の目的	この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
適用対象	
適用除外	
法令のポイント	最近のエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する制度を創設するとともに、工場及び建築物におけるエネルギーの使用の合理化を図るための措置を拡充する等の必要がある。
DfE 留意事項	ユーザーのエネルギーの使用の合理化の取り組みに対応し省エネルギー商品の開発が求められる。
法令の背景	
法令の構成	
法令の解説	1.目的 地球温暖化防止に関する京都議定書の発効を踏まえて、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、エネルギー消費量の伸びの著しい運輸分野における対策を導入するとともに、工場･事業場及び住宅･建築物分野における対策を強化する等の措置を講じるために、改正されました。 ･法改正の目的 エネルギー需要の増加傾向が著しい民生"業務"部門の対策強化の一環として、大規模オフィスビル等について、そのエネルギー需要の実態を踏まえつつ、大規模工場に準ずるエネルギー管理の仕組みを導入する。また、建築物の建築段階において適切に措置を講じることを促進する仕組みを導入する。 以上により、国が、エネルギーの使用状況等をより適切に把握しつつ対策を講じることができる仕組みの構築を図る。 ･法改正の概要 第一種エネルギー管理指定工場の対象業種限定の撤廃 第一種エネルギー管理指定工場の指定対象は、年間エネルギー使用量が燃料（熱）：3,000kL(原油換算)以上、電気：1,200 万 kWh 以上で、且つ、製造業等 5 業種（製造業、鉱業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業）に限定されていましたが、この業種限定が撤廃となり、全業種に対象が拡大します。これにより、従来は第二種エネルギー管理指定工場であったオフィスビル等でも、年間エネルギー使用量が燃料（熱）：3,000kL(原油換算)以上、電気 1,200 万 kWh 以上の場合は、第一種エネルギー管理指定工場に指定されます。従って、現行第一種エネルギー管理指定工場と同様の義務が課せられることになります。

･エネルギー管理者選任義務についての例外規定の創設
大規模オフィスビル等については、エネルギー管理士の資格を有する専門家を事業所ごとに選任する代わりに、中長期計画作成時のみエネルギー管理士資格を有する者が参画すれば良いことになります。

･第二種エネルギー管理指定工場に対する「定期報告」義務付け
第二種エネルギー管理指定工場に対して、従来のエネルギー使用量等に関する記録義務に代えて、第一種エネルギー管理指定工場同様に主務大臣へのエネルギー使用量等の「定期報告」を義務付けることになります。

･省エネ法改正概要
建築物に係る省エネルギー措置の届出の義務付け等
特定建築物（2000?以上の住宅以外の建築物）の建築主に省エネルギー措置の届出を義務付けることになります。あわせて、国土交通大臣から所管行政庁（建築基準法に基づく建築主事を置く市町村長等）に建築物に係る指導及び助言等に関する権限を委譲することになっています。

･省エネ法改正概要
法改正に伴う手続きのフロー
法改正に伴い、燃料(電気)使用状況の届出、エネルギー管理指定工場への指定、定期報告書の提出、中長期計画書（第一種エネルギー管理指定工場のみ）の提出等の手続きにも変更があります。

･省エネ法改正全文
法改正に伴う法令全文、各種届出様式等は、(財)省エネルギーセンターの下記アドレスで閲覧、ダウンロード等が可能です。

･省エネ法改正全文
省エネ法改正に伴う各種届出用紙

･テナントビルにおけるエネルギーの管理権限
テナントにエネルギー管理権限がある場合
エネルギーの使用設備(照明や空調など)の設置及び更新権限がテナントにあり（例えば、賃貸契約時などにおいて標準設備以外の設備をテナント側が設置した場合の設備等）、そのエネルギー使用量が計量器等により特定できる場合には、テナントにエネルギー管理権限があります。

･建物所有者にエネルギー管理権限がある場合
建物所有者にエネルギーの使用設備の設置及び更新権限がある部分については、建物所有者にエネルギー管理権限があります。なお、テナントが使用･利用している部分で、エネルギー管理権限が建物所有者とテナントに別れており、それぞれ又はどちらかのエネルギー使用量が特定できない場合には、使用量を把握できるまでの間は、法律上、建物所有者にエネルギー管理権限があることになります。

2.定義

この法律における「エネルギー」とは燃料、燃料を熱源とする熱、燃料により発電された電気をいい、風力発電、太陽光発電等自然エネルギーにより発電された電気は対象になりません。

この法律における「燃料」とは原油･揮発油･重油等の石油製品、可燃性天然ガス、石炭･コークス等の石炭製品であって燃焼用として使用されるものをいいます。

3.工場に係る措置

一定量以上のエネルギー使用している工場はエネルギー管理指定工場として指定され、エネルギー管理者を選任し、エネルギー使用の合理化の推進、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギー使用方法の改善および監視を行わなければなりません。また、燃料等の使用量、使用状況、設備の状況を主務大臣に報告しなければなりません。エネルギー管理指定工場は、業種･エネルギー使用量により、第一種エネルギー管理指定工場と第二種エネルギー管理指定工場に分けられています。

また、各エネルギー管理指定工場は使用するエネルギーの区分により熱管理指定工場と電気管理指定工場に区分されます。

4.事業者の判断基準となるべき事項

エネルギー管理基準（エネルギー使用の合理化の判断基準となる項目および管理対象設備） 管理項目 対象設備

1.燃料の燃焼の合理化 ボイラー、加熱設備

2. 加熱および冷却並びに電熱の合理化 ボイラー、加熱設備、冷却設備、給湯設備、空調設備、蒸気配管、ドレントラップ

3. 放熱電熱による損失の防止

4. 廃熱の回収再利用 ボイラー廃熱回収、蒸気ドレン回収

5. 熱の動力等への変換の合理化 発電専用設備、エージェント設備

6. 抵抗による電気損失の防止 受変電設備、配管設備

7. 電気の動力、熱等への変換の合理化 生産設備、コンプレッサー、冷凍機、ポンプ、ファン、照明設設、昇降設備、事務用機器等

管理基準の項目と内容 項目 管理内容

1. 目標基準値 廃熱温度、空気比、炉温度、照度基準、空調基準などの管理基準

2. 計測･記録 設備稼働時間、エネルギー消費量、設備の定期的計測状況の記録

3. 保守･点検 エネルギー使用効率を維持するための定期点検、整備の記録

4. 設備改善 目標目標基準達成のための設備の改善、設備更新のための判断基準

第一種エネルギー管理指定工場

業種指定：製造業（物品の加工修理業を含む）･鉱業･電気供給業･ガス供給業･熱供給業の 5 業種

熱（原油使用量換算） 3,000 kL／年 以上 ＝ 第一種熱管理指定工場

電気（電力使用量） 1,200 万 kWh／年 以上 ＝ 第一種電気管理指定工場

エネルギー管理者：第一種エネルギー管理指定工場ごとにエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから、エネルギー管理者を選任します。エネルギー管理者の選任･死亡･解任の際は経済産業大臣に届

け出る必要があります。
エネルギー管理者の職務：エネルギーの使用の合理化に関しエネルギーを消費する設備の維持、エネルギー使用方法の改善および監視。
計画書の提出：毎年 5 月末までにエネルギー使用のための合理化に関する「中長期計画書」の提出が義務付けられています。
定期報告：毎年 5 月末までに、前年のエネルギー使用量、エネルギー使用状況、エネルギーを消費する設備する設備の設置状況・廃止の状況に関する「定期報告書」の提出が義務付けられています。

第二種エネルギー管理指定工場
業種：オフィスビル、デパート、ホテル、学校、病院、遊園地などを含む全ての業種
熱（原油使用量換算） 1,500kL／年 以上＝第二種熱管理指定工場
電気（電力使用量） 600 万 kWh／年 以上＝第二種電気管理指定工場
エネルギー管理員：エネルギー管理士免状の交付を受けている者、エネルギーの使用の合理化に関する必要な知識および技能に関する講習の課程を修了したもののうちからエネルギー管理員を選任します。
エネルギー管理員の選任・死亡・解任の際は経済産業大臣に届け出る必要があります。
報告：毎年 4 月末までに前年度のネルギー使用量が使用状況を届け出る必要があります。
記録：帳簿にエネルギーの使用量、エネルギーを使用する設備の燃料使用の合理化に関する設備の設置・廃止の状況を記録する義務があります。

各種燃料の原油換算量 種類 原油換算量（kL）
原油 1kL 1.00
揮発油 1kL 0.91
ナフサ 1kL 0.86
灯油 1kL 0.96
軽油 1kL 0.99
A重油 1kL 1.01
B重油 1kL 1.04
C重油 1kL 1.06
液化石油ガス（LPG） 1t 1.30
石油系炭化水素ガス 1000m3 1.02
高炉ガス 10000m3 0.86
液化天然ガス 1t 1.41
炭鉱ガス抜きガス 1000m3 0.93
その他の天然ガス 1000m3 1.06
石炭（原料炭） 1t 0.82
石炭（一般炭） 1t 0.66
石炭（無煙炭） 1t 0.70
石炭コークス 1t 0.78
コークス炉ガス 1000m3 0.52
その他の燃料（蒸気、都市ガスなど） 1000 万 kJ 0.258

添付資料２　法令

国内法令
－　化審法　－

情報更新日　2006/01/06

法令の名称　化審法
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

適用地域

施行（予定）　改正法　平成 15 年 5 月 28 日公布　施行日平成 16 年 4 月 1 日

法令の目的　この法律は、難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする。

適用対象

適用除外

法令のポイント　1.人の健康被害防止の観点から化学物質の審査･規制に加えて、環境中の動植物への被害防止の観点からの審査･規制
2.環境中で分解せず、生物の体内に蓄積されやすい化学物質は、毒性が明らかになるまでの間も法的監視
3.化学物質の取り扱いの方法や製造･輸入数量等に着目して、化学物質が環境中に放出される可能性に応じた審査制度の導入
4.事業者が入手した化学物質の有害性情報を国に報告する義務

DfE 留意事項　第 1 種特定化学物質、第 2 種特定化学物質、第 1 種監視化学物質、第 2 種監視化学物質、第 3 種監視化学物質は、製品に含有させない、使用する場合は十分に性状や規制内容に留意する。

法令の背景　1)1973 年制定
難分解性に性状を有し、かつヒトの健康を損なう恐れのある化学物質による環境汚染を防止することを目的に新規化学物質の製造･輸入前の事前審査制度を新設
2)1986 年改正　難分解性及び長期毒性を有するが、蓄積性を有しない化学物質の環境中での残留状況による規制
指定化学物質及び第 2 種特定化学物質（現第 2 種監視化学物質）制度を導入
3)2003 年改正　OECD の化学物質のリスク管理の手法検討が進み、国際的な通例になっている生態系影響としとして、動植物への毒性への影響に着目した審査、環境中への放出の可能性を考慮した審査と難分解性、高蓄積性の既存化学物質の規制を導入した。

法令の構成

法令の解説　OECD の勧告を受けて、法律の目的が「難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれがある化学物質による」から「難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による」に改正されました。この改正で EU の REACH 規制と部分的ですが、同様の取り組みが行われることになりました。
改正のポイントは次です。
(1)化学物質の動植物への影響に着目した審査

(2)規制制度の導入

(3)難分解性･高濃縮性の既存化学物質に関する規制の導入

(4)環境中への放出可能性に着目した審査制度の導入

(5)事業者が入手した有害性情報の報告を義務付け

運用は、新規化学物質の製造、輸入に際し、製造者･輸入者から届出に基づき、事前にその化学物質が次の性状を有するかを基準に、規制の対象になる化学物質かどうかを審査し判定します。

(1)分解性

自然的作用による化学的変化を生じにくい物質

(2)蓄積性

生物体内に蓄積されやすい物質

(3)ヒトへの長期毒性

持続的に摂取した場合に、ヒトの健康を損なう恐れがある物質

(4)生態毒性

動植物の生息または生育に支障をきたすおそれのある物質

次の物質群に分類されます。

第 1 種特定化学物質（PCB 等 13 物質）

難分解性、高蓄積性及び長期毒性又は高次捕食動物への慢性毒性を有する化学物質

･製造･輸入の許可(事実上禁止)

･特定の用途以外での使用の禁止

･政令指定製品の輸入禁止

･回収等措置命令(物質･製品の指定時、法令違反時)

第 2 種特定化学物質（トリクロロエチレン等 23 物質）

難分解性であり、長期毒性又は生活環境動植物への慢性毒性を有する化学物質

･製造･輸入の予定／実績数量、用途等の届出

･リスクの観点から必要に応じて、製造･輸入予定数量等の変更命令

･取扱いに係る技術上の指針の公表･勧告

･表示の義務･遵守勧告

第 1 種監視化学物質

難分解性を有しかつ高蓄積性があると判明した既存化学物質

･製造･輸入実績数量、用途等の届出

･合計 1 トン以上について物質の名称、届出数量の公表

･指導･助言(環境汚染防止のため必要な場合)

･リスクの観点から必要に応じて有害性(人又は高次捕食動物への長期毒性)調査の指示

第 2 種監視化学物質（クロロホルム等 739 物質）改正前の指定化学物質

高蓄積性は有さないが、難分解性であり、長期毒性の疑いのある化学物質

・製造・輸入実績数量、用途等の届出
・合計 100 トン以上について物質の名称、届出数量の公表
・リスクの観点から必要に応じて有害性(人への長期毒性) 調査の指示

第 3 種監視化学物質
・難分解性があり、動植物一般への毒性(生態毒性)のある化学物質
・製造・輸入実績数量、用途等の届出
・合計 100 トン以上について物質の名称、届出数量の公表
・リスクの観点から必要に応じて有害性(生活環境動植物への慢性毒性)調査の指示

白物質
新規化学物質で審査されて規制対象でない化学物質

第 1 種特定化学物質
1 ポリ塩化ビフェニル
2 ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 3 以上のものに限る。）
3 ヘキサクロロベンゼン
4 1, 2, 3, 4, 10, 10－ヘキサクロロ－1, 4, 4a, 5, 8, 8a－ヘキサヒドロ－エキソ－1, 4－エンド－5, 8－ジメタノナフタレン（別名アルドリン）
5 1, 2, 3, 4, 10, 10－ヘキサクロロ－6, 7－エポキシ－1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a－オクタヒドロ－エキソ－1, 4－エンド－5, 8－ジメタノナフタレン（別名ディルドリン）
6 1, 2, 3, 4, 10, 10－ヘキサクロロ－6, 7－エポキシ－1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a－オクタヒドロ－エンド－1, 4－エンド－5, 8－ジメタノナフタレン （別名エンドリン）
7 1, 1, 1－トリクロロ－2, 2－ビス（4－クロロフェニル）エタン （別名 DDT）
8 1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8－オクタクロロ－2, 3, 3a, 4, 7, 7a－ヘキサヒドロ－4, 7－メタノ－1H－インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8－ヘプタクロロ－3a, 4, 7, 7a－テトラヒドロ－4, 7－メタノ－1H－インデン及びこれらの類縁化合物の混合物（別名クロルデン又はヘプタクロル）
9 ビス（トリブチルスズ）＝オキシド
10 N, N'－ジトリル－パラ－フェニレンジアミン、N－トリル－N'－キシリル－パラ－フェニレンジアミン又はN, N'－ジキシリル－パラ－フェニレンジアミン
11 2, 4, 6－トリ－ターシャリ－ブチルフェノール
12 ポリクロロ－2, 2－ジメチル－3－メチリデンビシクロ［2. 2. 1］ヘプタン（別名トキサフェン）
13 ドデカクロロペンタシクロ［5. 3. 0. 0（2, 6）. 0（3, 9）. 0（4, 8）］デカン（別名マイレックス）
14 2, 2, 2－トリクロロ－1, 1－ビス（4－クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホル）
15 ヘキサクロロブタ－1, 3－ジエン

第 2 種特定化学物質
1 トリクロロエチレン
2 テトラクロロエチレン
3 四塩化炭素

4 トリフェニルスズ＝N, N－ジメチルジチオカルバマート

5 トリフェニルスズ＝フルオリド

6 トリフェニルスズ＝アセタート

7 トリフェニルスズ＝クロリド

8 トリフェニルスズ＝ヒドロキシド

9 トリフェニルスズ脂肪酸塩（脂肪酸の炭素数が 9、10 又は 11 のものに限る。）

10 トリフェニルスズ＝クロロアセタート

11 トリブチルスズ＝メタクリラート

12 ビス（トリブチルスズ）＝フマラート

13 トリブチルスズ＝フルオリド

14 ビス（トリブチルスズ）＝2, 3－ジブロモスクシナート

15 トリブチルスズ＝アセタート

16 トリブチルスズ＝ラウラート

17 ビス（トリブチルスズ）＝フタラート

18 アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合物（アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が 8 のものに限る。）

19 トリブチルスズ＝スルファマート

20 ビス（トリブチルスズ）＝マレアート

21 トリブチルスズ＝クロリド

22 トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナート）

23 トリブチルスズ＝1, 2, 3, 4, 4a, 4b, 5, 6, 10, 10a－デカヒドロ－7－イソプロピル－1, 4a－ジメチル－1－フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）

第 1 種監視化学物質

1 酸化水銀（II）

2 1－tert－ブチル－3, 5－ジメチル－2, 4, 6－トリニトロベンゼン

3 シクロドデカ－1, 5, 9－トリエン

4 シクロドデカン

5 1, 2, 5, 6, 9, 10－ヘキサブロモシクロドデカン

6 1, 1－ビス（tert－ブチルジオキシ）－3, 3, 5－トリメチルシクロヘキサン

7 テトラフェニルスズ

8 1, 3, 5－トリブロモ－2－（2, 3－ジブロモ－2－メチルプロポキシ）ベンゼン

9 O－(2, 4－ジクロロフェニル)＝O－エチル＝フェニルホスホノチオアート

10 1, 3, 5－トリ－tert－ブチルベンゼン

11 ポリブロモビフェニル（臭素数が 2 から 5 のものに限る。）

12 ジペンテンダイマー又はその水素添加物

13 2－イソプロピルビシクロ［4. 4. 0］デカン又は 3－イソプロピルビシクロ［4. 4. 0］デカン

14 2, 6－ジ－tert－ブチル－4－フェニルフェノール

15 ジイソプロピルナフタレン

16 ﾄﾘｲｿﾌﾟﾛﾋﾟﾙﾅﾌﾀﾚﾝ

17 2－(2H－1, 2, 3－ﾍﾞﾝｿﾞﾄﾘｱｿﾞｰﾙ－2－ｲﾙ)－4, 6－ｼﾞ－tert－ﾌﾞﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ

18 2, 4－ｼﾞ－tert－ﾌﾞﾁﾙ－6－(5－ｸﾛﾛ－2H－1, 2, 3－ﾍﾞﾝｿﾞﾄﾘｱｿﾞｰﾙ－2－ｲﾙ)ﾌｪﾉｰﾙ

19 塩素化ﾊﾟﾗﾌｨﾝ(C11、塩素数 7～12)

20 ジエチルビフェニル

21 水素化テルフェニル

22 ジベンジルﾄﾙｴﾝ

第 2 種監視化学物質

ｸﾛﾛﾎﾙﾑ等 739 物質

独立行政法人製品評価技術基盤機構

http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/kaisei/kaiseikasinhoutop.html

添付資料２　法令

国内法令
－　化管法　－

情報更新日	2006/01/06
法令の名称	化管法 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の推進に関する法律
適用地域	
施行（予定）	平成 11 年 7 月 13 日
法令の目的	有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止する。
適用対象	第 1 種指定化学物質　354 物質　PRTR 制度･MSDS 制度適用 第 1 種指定化学物質　81 物質　MSDS 制度適用 すべての製造業及び特定業種
適用除外	PRTR 制度 雇用者数 21 名未満の事業場 第 1 種指定化学物質の年間取り扱い量が個々の物質で 1 トン以下 MSDS 制度は除外なし
法令のポイント	PRTR 制度と MSDS 制度の 2 つの仕組みになっている。 PRTR 制度は、有害性のある化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、または廃棄物に含まれて事業所の外に出されたかの量を把握し、集計し、公表する仕組みである。 MSDS 制度は、第 1 種指定化学物質、第 2 種指定化学物質及びそれらを含有する製品（指定化学物質等）を他の事業者に譲渡･提供する際、その性状及び取扱いに関する情報（MSDS：Material Safety Data Sheet）の提供を義務付ける制度である。
DfE 留意事項	商品に含有する化学品に関する MSDS による情報提供
法令の背景	1)化学物質の管理及び環境の保全に対する急速な関心の高まり 2)OECD は、加盟国が PRTR 制度を導入するよう 1996 年 2 月に勧告
法令の構成	

法令の解説

(1)目的

人の健康に影響があり、環境汚染の恐れのある化学物質の環境への排出量、又は、廃棄物としての移動量を把握し、これら化学物質の管理の改善を促進することにより、化学物質による環境汚染を防止するための法律です。

(2)対象

管理対象となる化学物質は、以下の有害性の項目に該当する物質です。

(a)人の健康を損なう恐れのある物質

(吸入慢性毒性､経口慢性毒性､発ガン性､変異原性､生殖/発生毒性､感作性のある物質)
(b)動植物･水生生物の生息若しくは生育に障害を及ぼす恐れのある物質
(c)オゾン層を破壊し、紫外線の到達量を増加させる事により人の健康を損なう恐れのある物質
(d)広い地域の環境において自然浄化されず継続して存ずると認められる化学物質
これらの有害物質は有害性のレベルにより、一定以上の有害性があり一定量以上排出または製造･輸入されている物質については第 1 種指定化学物質に指定し、一定以上の有害性があり、1 種化学物質より低い環境への影響がある物質について第 2 種化学物に指定しています。
常用雇用者数 21 人以上の事業者で、いずれかの第 1 種指定化学物質の年間取扱量が 1t 以上の事業所を有する事業者は、都道府県経由で国に対して届出が必要になります。ただし、発がん性のある物質(発癌性のクラスが 1 の物質)は年間取扱量 0.5 トン以上で届出が必要となります。都道府県条例では、指定化学物質の追加や取り扱い量の下限が厳しくしている場合があります。
東京都では東京都環境確保条例では 16 物質が追加され、下限値は 100kg となっています。

2.化学物質安全情報シート(MSDS：Material Safety Data Sheet)の法制化
事業者が化学物質の譲渡等を行う際に、相手に対して化学物質の性状および取扱いに関する情報を義務付ける法律で、化学物質の情報を明示した情報シートを MSDS と呼びます。
化学物質を譲渡する際は、譲渡先に MSDS を提出する事が義務付けられます。
MSDS には化学物質の成分の情報、危険性情報、有害性情報、措置方法などが表示されています。有害性情報としては指定化学物質を 1%以上 (発ガン性クラス 1 の指定物質は 0.1%以上) 含有する物質の情報は MSDS への表示が義務付けられています。
有害性情報提供が義務付けられる化学物質は以下の物質です。
(a)PRTR 制度で指定される第 1 種指定化学物質、第 2 種指定化学物質
(b)労働安全衛生法の対象物質
(c)毒物及び劇物取締法対象物質

化学物質を使用する事業者は化学物質の情報を理解し、化学物質による環境汚染を未然に防止するための管理を行うことが必要となります。

環境省 PRTR インフォメーション広場
http://www.env.go.jp/chemi/prtr/about/about-6.html
PRTR 制度
MSDS 制度

添付資料２　法令

国内法令
―　毒劇物取締法　―

情報更新日	2006/01/06
法令の名称	毒物劇物取締法
適用地域	
施行（予定）	昭和 25 年 12 月 28 日
直近改正	平成 13 年 6 月 29 日
法令の目的	この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする
適用対象	「毒物」「劇物」及び「特定毒物」
適用除外	「毒物」：医薬品及び医薬部外品 「劇物」：医薬品及び医薬部外品
法令のポイント	毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造してはならない。毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入してはならない。毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。
DfE 留意事項	商品に含有する化学品に関する MSDS による情報提供
法令の背景	毒劇物等による事故や毒劇物等を使用した犯罪が相次いで発生し、毒劇物の管理を日常流通している化学物質の中で、人体に対する作用の激しいものについて、製造、輸入、販売等について必要な取締りを行うことが求められいる。事業者に対して、毒劇物の盗難、飛散、漏えい等を防止する措置、「毒物」又は「劇物」の表示、取扱責任者の設置、盗難等に際しての警察等への報告、販売・譲渡記録の保管等を義務や農家、学校、研究機関等の業務上取扱者についても同様の義務を課すことが必要となった。
法令の構成	27 条　別表 3
法令の解説	(1)目的 この法律は、毒物及び劇物について保険衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的としています。 (2)定義 毒物、劇物の定義は次のようになっています。 毒物：別表第1に揚げるものであり、医薬品及び医薬部外品以外のもの 劇物：別表第2に揚げるものであり、医薬品及び医薬部外品以外のもの 特定毒物：毒物であり、別表第3に揚げるもの (3)取扱 毒劇物を扱う建物は毒物・劇物の飛散、漏れ、流れ出、しみ出しを防ぐのに必要な措置を講じる必要があります。 毒物・劇物の運搬に当たっても同様に飛散、漏えいに必要な措置を講じる必要があります。毒物・劇物が飛散、漏れ、流出、しみ出し、又は地下水にしみ込み、多数の者に保険衛生上の危害が生じる恐れがある時は、直ちに、その旨を保険所、警察署、または消防機関に届出るとともに、保険衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければなりません。 (4)表示

毒物･劇物の容器及び被包に「医学用外」の文字および、毒物については赤地に白色で毒物の文字、劇物は白地に赤文字で劇物の文字を表示しなければなりません。

毒物･劇物を販売、譲渡する場合は容器、被包に下記の事項を表示しなければなりません。

1.毒物･劇物の名称

2.毒物･劇物の成分および、その含量

3.厚生労働省で定める毒物･劇物の解毒剤の名称

4.取扱および使用上の必要事項、厚生労働省で定める事項。

(5)保管

毒物劇物は盗難紛失を防ぐために必要な措置をとらなければなりません。例えば、次のようなことが求められています。

･鍵のかかる場所での保管

･薬品の管理台帳を作成し使用量、残量が把握できる体制作り

･飛散、漏れ、浸みだし等を防ぐ構造設備での保管

(6)別表第 1（毒物）

(1)1,1'-ジメチル-4,4'-ジピリジニウムヒドロキシド（1,1-ジメチル-4,4'-ジピリジニウムジクロリド　別名　パラコートジクロライド）

(2)　1,1'-ジメチル-4,4'-ジピリジニウムヒドロキシド（パラコートジメチルスルフェート）　などが指定されています。

全リストは下記から入手できます。

http://fcsi.nihs.go.jp/dsifc/servlet/SearchApp?appkind=lawsearch&searchkind=dokugeki_list_page&searchcondition=class_doku&lang=ja

(7)別表 2（劇物）

(1R,2S,3R,4S)-7-オキサビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2,3-ジカルボン酸

(RS)-[O-1-(4-クロロフェニル)-ピラゾール-4-イル=O-エチル=S-プロピル=ホスホロチオアートなどが指定されいます。

全リストは下記から入手できます。

http://fcsi.nihs.go.jp/dsifc/servlet/SearchApp?appkind=lawsearch&searchkind=dokugeki_list_page&searchcondition=class_geki&lang=ja

(8)別表第 3（特定毒物）

オクタメチルピロホスホルアミドや 4 アルキル鉛などが指定されています。

全リストは下記から入手できます。

http://fcsi.nihs.go.jp/dsifc/servlet/SearchApp?appkind=lawsearch&searchkind=dokugeki_list_page&searchcondition=class_tokudoku&lang=ja

(9)判定基準

毒物劇物の判定は、次に示す動物またはヒトにおける知見（急性毒性、刺激性）に基づき、当該物質の物性、化学製品としての特質等も勘案して行われます。

経路　毒物基準（抜粋）

経口　LD50 が 50mg/kg 以下

経皮　LD50 が 200mg/Kg 以下

吸入(ガス)　LC50 が 500ppm(4hr)以下

吸入(蒸気)　LC50 が 2.0mg/L(4hr)以下吸入(ダスト･ミスト) LC50 が 0.5mg/L(4hr)以下皮膚･粘膜
劇物基準（抜粋）
経口　LD50 が 50mg/kg を超え 300mg/Kg 以下
経皮　LD50 が 200mg/Kg を超え 1000mg/Kg 以下
吸入(ガス)　LC50 が 500ppm(4hr)を超え 2,500ppm(4hr)以下
吸入(蒸気)　LC50 が 2.0mg/L(4hr)を超え 10mg/L(4hr)以下
吸入(ダスト･ミスト)　LC50 が 0.5mg/L(4hr)を超え 1.0mg/L(4hr)以下
刺激性　硫酸、水酸化ナトリウム、フェノールなどと同等の刺激性を有する
(10)MSDS 記載事項
政令第 40 条の 9
毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売し、又は授与するときは、その販売し、又は授与する時までに、譲受人に対し、
当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。ただし、当該毒物劇物営業者により、
当該譲受人に対し、既に当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報の提供が行われている場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。
これを受けて、規則第 13 条の 6 で MSDS の要件が定められています
1.MSDS の対象となるものの名称
2.情報提供者の氏名及び住所（法人の名称及び主たる事務所の所在地）
3.名称並びに成分及びその含有量
4.応急の措置
5.火災時の措置
6.漏出時の措置
7.取扱い及び保管上の注意
8.暴露の防止及び保護のための措置
9.物理的及び化学的性質
10.安定性及び反応性
11.毒性に関する情報
12.廃棄上の注意
13.輸送上の注意
14.毒物又は劇物の別

国立医薬品食品衛生研究所
http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html

添付資料２　法令

国内法令

－　労働安全衛生法　－

情報更新日　2006/01/06

法令の名称　労働安全衛生法

適用地域

施行（予定）　昭和 47 年 6 月 8 日　最終改正：平成 17 年 11 月 2 日

法令の目的　この法律は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

適用対象　職場

適用除外　家庭

法令のポイント　職場における労働者の安全と健康を確保して、快適な作業環境を形成する目的を達成するための取り組みの一つとして、「政令で定めた労働者に健康障害を生ずるおそれのある物を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他により通知対象物に関する事項を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。」とされている。

法令の背景　職場における労働者の安全と健康を守るために労働基準法が昭和 22 年に制定されていた。企業活動の発展により、新技術の採用、新規化学物質の登場や新たな雇用形態や事業形態の登場による労働災害や疾病がみられるようになったことにより、労働安全衛生法が登場した。労働安全衛生法も科学技術の進歩、企業活動の変化に応じて、改正が行われている。

法令の構成

法令の解説　概要

労働安全衛生法は、職場における労働者の安全と健康を確保することが目的です。

健康を守るための衛生管理は安全管理と異なり、直接目に見えない危険であったり、月日を経過して影響がでるという特徴があります。化学物質が作業場で種々取り扱われるようになりましたが、この衛生管理は化学物質に関する情報や知識が不可欠です。第 57 条の 2 で次のように定められています。労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第 56 条第 1 項の物(以下この条において「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項(前条第 2 項に規定する者にあっては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

1 名称

2 成分及びその含有量

3 物理的及び化学的性質

4 人体に及ぼす作用

5 貯蔵又は取扱い上の注意

6 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
7 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。
3 前二項に定めるもののほか、前 2 項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
対象物質は施行令の別表 9 にリストアップされています。現在次のような物質が指定されています。化管法の物質より多いことは留意する必要があります。
1. アクリルアミド
2. アクリル酸
3. アクリル酸エチル
4. アクリル酸ノルマルーブチル
5. アクリル酸2ーヒドロキシプロピル
6. アクリル酸メチル
7. アクリロニトリル
8. アクロレイン
9. アジ化ナトリウム
10. アジピン酸
・・・・・
中略
・・・・・
627. レソルシノール
628. 六塩化ブタジエン
629. ロジウム及びその化合物
630. ロジン
631. ロテノン
632. 前各号に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

全リストは下記の別表9にあります。
http://wwwhourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=738
また、新規化学物質については、次の規制があります。
(化学物質の有害性の調査)
第 57 条の 3 化学物質による労働者の健康障害を防止するため、既存の化学物質として政令で定める化学物質(第三項の規定によりその名称が公表された化学物質を含む。)以外の化学物質(以下この条において「新規化学物質」という。)を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める基準に従つて有害性の調査(当該新規化学物質が労働 者の健康に与える影響についての調査をいう。以下この条において同じ。)を行い、当該新規化学物質の 名称、有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他政

令で定める場合は、この限りでない。

一　当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質につて予定されている製造又は取扱いの方法等からみて労働者が当該新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

二　当該新規化学物質に関し、厚生労働省令で定めるところにより、既に得られている知見等に基づき厚生労働省令で定める有害性がない旨の厚生労働大臣の確認を受けたとき。

三　当該新規化学物質を試験研究のため製造し、又は輸入しようとするとき。

四　当該新規化学物質が主として一般消費者の生活の用に供される製品（当該新規化学物質を含有する製品を含む。）として輸入される場合で、厚生労働省令で定めるとき。

有害性の調査を行つた事業者は、その結果に基づいて、当該新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合（同項第二号の規定による確認をした場合を含む。）には、厚生労働省令で定めるところにより、当該新規化学物質の名称を公表するものとする。

4　厚生労働大臣は、第一項の規定による届出があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴き、当該届出に係る化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要があると認めるときは、届出をした事業者に対し、施設又は設備の設置又は整備、保護具の備付けその他の措置を講ずべきことを勧告することができる。

5　前項の規定により有害性の調査の結果について意見を求められた学識経験者は、当該有害性の調査の結果に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、労働者の健康障害を防止するためやむを得ないときは、この限りでない。

添付資料２　法令

国内法令

－　消防法　－

情報更新日　2006/01/06

法令の名称　消防法

適用地域

施行（予定）　昭和 23 年 7 月 24 日

法令の目的　火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

適用対象

適用除外

法令のポイント　火災予防を進める上で、引火性、爆発性などの性状を有する物質指定、保管や貯蔵量などの基準も明確にされた。

法令の背景　危険物質の適正な保管、取り扱いにより、火災の予防と拡大を防止する。

法令の構成　9 章 49 条　附則

法令の解説　(1)目的

この法律は火災を予防、警戒、鎮圧し、国民の生命、身体、財産を火災から保護するとともに、火災または地震等の災害による被害を軽減することで、社会の秩序を保持し、社会公共の福祉の増進を目的としています。

(2)立ち入り

消防庁または消防所長は、火災予防のために必要があるときは関係者に資料の提出、報告を命じることが出来ます。また、消防職員にあらゆる仕事場、工場、公衆の出入りする場所、それらの関係する場所に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備および管理の状況を検査させ、関係者に質問させることができます。

(3)危険物

危険物を政令で定める数量（指定数量）以上に貯蔵する場合、および、わら、木毛製品などの火災が発生した際に火災が拡大する可能性のある物質(指定可燃物)、指定可燃物に類する物質を貯蔵する場合の取扱いの技術基準は市町村条例で定められます。

指定数量以上の危険物は危険物貯蔵所･危険物製造所･危険物取扱所以外では貯蔵･取扱いできません。

(4)危険物の種別および指定数量

危険物は、その性状により、分類され、それぞれについて保管量などの規制がされます。

･危険物第一類（酸化性固体）

第一種酸化性固体（指定数量：50kg）

第二種酸化性固体（指定数量：300kg）

第三種酸化性固体（指定数量：1,000kg）

･危険物第二類（可燃性固体）

硫化燐（指定数量：100kg）
赤燐（指定数量：100kg）
硫黄（指定数量：100kg）
第一種可燃性固体（指定数量：100kg）
第二種可燃性固体（指定数量：500kg）
鉄粉（指定数量：500kg）
引火性固体（指定数量：1,000kg）
・危険物第三類（自然発火性物質および禁水性物質）
カリウム（指定数量：10kg）
ナトリウム（指定数量：10kg）
アルキルリチウム（指定数量：10kg）
アルキルアルミニウム（指定数量：10kg）
第一種自然発火性物質および禁水生物質（指定数量：10kg）
黄燐（指定数量：20kg）
第二種自然発火性物質および禁水生物質（指定数量：50kg）
第三種自然発火性物質および禁水生物質（指定数量：300kg）
・危険物第四類（引火性液体）
特殊引火物（指定数量：50L）
第一石油類（指定数量：200L）
アルコール類（指定数量：400L）
第二石油類（指定数量：1,000L）
第三石油類（指定数量：2,000L）
第四石油類（指定数量：6,000L）
動植物油脂（指定数量：10,000L)
・危険物第五類（自己反応性物質）
第一種自己反応性物質（10kg）
第二種自己反応性物質（100kg）
・危険物第六類（酸化性液体）
指定数量：300kg

添付資料２　法令

国内法令
－　グリーン購入法　－

情報更新日	2006/01/06
法令の名称	グリーン購入法 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
適用地域	
施行（予定）	平成 12 年 5 月
法令の目的	国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。
適用対象	
適用除外	
法令のポイント	(1)国等における調達の推進 ･基本方針の策定 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を推進するための基本方針を定める。基本方針は、環境大臣が各省各庁の長等の協力を得て案を作成し、閣議決定する。 ･調達方針の作成等 各省各庁の長（衆･参議長、最高裁長官、各省大臣等）及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、環境物品等の調達方針を作成･公表し、当該方針に基づき物品等の調達を行う。 (2)事業者は、その製造等する物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を提供するよう努める。 (3)他の事業者が製造等する物品等について環境負荷の低減に関する情報の提供を行う者は、科学的知見及び国際的整合性を踏まえ、有効かつ適切な情報の提供に努める。
法令の背景	国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品･サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会を構築を推進することが必要になっている。国が率先垂範し、同時に国等の各機関の取組に関することのほか、地方公共団体、事業者及び国民の責務も明確にする必要になってきている。これらの循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であるという観点から制定された。
法令の構成	
法令の解説	(1)目的グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）は、製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく地球環境保護の観点から、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することにより、環境負荷の少ない持続可能な社会を目指すことを目的としています。グリーン購入法は、国の機関や地方公共団体、事業者、国民、製造メーカーのそれぞれが、環境負荷の小さい環境物品等（エコマーク商品など）の調達･購入を推進することで、持続可能な社会の構築を目指す

ものです。平成 13 年 4 月 1 日より全面施行されました。
(2)役割分担国は調達を進めるための基本方針を策定し、国等の各機関はその方針に従って調達を推進する義務が課せられます。地方自治体は、毎年度調達方針を作成し、それに基づいて調達を推進する努力義務が課せられます。国民は、できる限り環境物品を購入するという一般的責務が課せられています。製造メーカーは、商品について適切な環境情報を提供することが求められています。
(3)定義環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務を環境物品と呼びます。環境物品の中でも特に重点的に調達に取り組むものは特定調達品目として 14 分野 101 品目がその購買における判断基準や配慮事項とともに定義されています。

分野 品目
紙類 情報用紙･印刷用紙、トイレットペーパー、ティッシュペーパー
納入印刷物 納入印刷物
文具類 紙製文具（ノート、封筒等）、その他文具（筆記具、定規、のり等）
オフィス家具 いす、机、棚等
OA 機器 コピー機、コンピュータ、パソコン、プリンタ、FAX、スキャナー
家電製品 冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ、VTR
照明器具 蛍光灯器具、蛍光ランプ
自動車 自動車
繊維製品 制服･作業服、その他衣類、インテリア･寝装、手袋･軍手
台所用品 三角コーナー、せっけん、スポンジ等
設備 太陽熱利用システム、生ごみ処理機、排水施設･雨水タンク、燃焼装置、ガス洩れ警報器、消火装置、節水型機器
公共工事 タイル、セメント等
役務 省エネルギー診断
環境省は、環境物品（環境負荷の低減に資する物品･サービス）を選ぶ際に参考となる情報源を集め、グリーン購入の取組みの進展に向けて、インターネット上で広く一般に紹介しています。環境ラベル等データベース
:http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html
(4)商品環境情報提供
関連して、2005 年 6 月から試行運用されていた「商品環境情報提供システム」が秋から本格的に運用を開始しました。背景は、法規制などで環境に配慮した製品を生産者に要求していますので、環境配慮製品が売れるように、バックアップするものです。評価軸は今後追加されると思われますが、地球温暖化軸、資源消費軸と化学物質管理軸です。化学物質は RoHS 指令の特定有害 6 物質の使用状況になっています。対象商品は、先行 10 品目が公開されました。
(1)冷凍冷蔵庫
(2)ファクシミリ
(3)デンキジャーポット
(4)テレビ

(5)洗濯機
(6)パソコン
(7)エアコン
(8)プリンター
(9)蛍光灯
(10)複写機

さらに、平成 17 年度中に 17 分類 201 品目の追加が検討されています。

(1)一般家庭（炊事・洗濯）
電子レンジ・食器洗い乾燥機・衣類乾燥機など
(2)一般家電関連（生活）
電気便座・石油ストーブ・ファンヒーター・電気カーペットなど
(3)AV 関連機器
DVD プレイヤー・デジタルカメラなど
(4)OA 機器関連
複合機・液晶プロジェクターなど
(5)生活・輸送用品関連
コピー用紙・文房具類・家具類・自動車用タイヤなど
(6)サービス関連
太陽光発電システム・システムバスルームなど

RoHS 指令の対象とならない製品群については、「安全・安心」という観点で、その製品の環境特性に応じた他のより適切な評価方法に切り替えるとされています。
情報は、次から入手できます。
http://www.lifecycle2.jp/

参考資料
グリーン購入（環境省）http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/index.html

添付資料２　法令

国内法令
－　バーゼル法　－

情報更新日	2006/01/06
法令の名称	バーゼル条約 有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
適用地域	
施行（予定）	
法令の目的	この法律は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「条約」という。)等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。
適用対象	次の廃棄物であって国境を越える移動の対象となるものは、「有害廃棄物」とする。 (a)附属書Ⅰに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物（附属書Ⅲに掲げるいずれの特性も有しないものを除く。) (b)(a)に規定する廃棄物には該当しないが、輸出国、輸入国又は通過国である締約国の国内法令により有害であると定義され又は認められている廃棄物
適用除外	
法令のポイント	(1)この条約に特定する廃棄物（「有害廃棄物及びその他の廃棄物」）の輸出には、輸入国（通過国を経由する場合には、原則として通過国も含む）の書面による同意を要する。 (2)締約国は、国内における廃棄物の発生を最小限に抑え、廃棄物の国内処分施設を確保する等の措置により、廃棄物の国内処分を促進する。
法令の背景	有害廃棄物の国境を越える移動は 1970 年代頃から欧米を中心に行われていたが、1980 年代に入り、ヨーロッパの先進国からアフリカの開発途上国に廃棄物が放置されて環境汚染が生じるなどの問題が発生した。OECD 及び国連環境計画（UNEP)で検討が行われた後、1989 年 3 月、スイスのバーゼルにおいて、一定の廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組み及び手続等が規定された。日本はバーゼル条約を批准し、国内法として「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」として公布した。
法令の構成	前文、本文 29 条、末文及び 6 の付属書
法令の解説	(1)目的グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）は、製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく地球環境保護の観点から、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することにより、環境負荷の少ない持続可能な社会を目指すことを目的としています。グリーン購入法は、国の機関や地方公共団体、事業者、国民、製造メーカーのそれぞれが、環境負荷の小さい環境物品等（エコマーク商品など）の調達･購入を推進することで、持続可能な社会の構築を目指すものです。平成 13 年 4 月 1 日より全面施行されました。

(2)役割分担国は調達を進めるための基本方針を策定し、国等の各機関はその方針に従って調達を推進する義務が課せられます。地方自治体は、毎年度調達方針を作成し、それに基づいて調達を推進する努力義務が課せられます。国民は、できる限り環境物品を購入するという一般的責務が課せられています。製造メーカーは、商品について適切な環境情報を提供することが求められています。

(3)定義環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務を環境物品と呼びます。環境物品の中でも特に重点的に調達に取り組むものは特定調達品目として 14 分野 101 品目がその購買における判断基準や配慮事項とともに定義されています。

分野 品目
紙類 情報用紙･印刷用紙、ﾄｲﾚｯﾄﾍﾟｰﾊﾟｰ、ﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰ
納入印刷物 納入印刷物
文具類 紙製文具（ﾉｰﾄ、封筒等）、その他文具（筆記具、定規、のり等）
オフィス家具 いす、机、棚等
OA 機器 コピー機、コンピュータ、パソコン、ﾌﾟﾘﾝﾀ、FAX、スキャナー
家電製品 冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ、VTR
照明器具 蛍光灯器具、蛍光ランプ
自動車 自動車
繊維製品 制服･作業服、その他衣類、ｲﾝﾃﾘｱ･寝装、手袋･軍手
台所用品 三角コーナー、せっけん、スポンジ等
設備 太陽熱利用システム、生ごみ処理機、排水施設･雨水タンク、燃焼装置、ガス洩れ警報器、消火装置、節水型機器
公共工事 ﾀｲﾙ、ｾﾒﾝﾄ等
役務 省エネルギー診断

環境省は、環境物品（環境負荷の低減に資する物品･サービス）を選ぶ際に参考となる情報源を集め、ｸﾞﾘｰﾝ購入の取組みの進展に向けて、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ上で広く一般に紹介しています。環境ラベル等データベース
:http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html

(4)商品環境情報提供
関連して、2005 年 6 月から試行運用されていた「商品環境情報提供システム」が秋から本格的に運用を開始しました。背景は、法規制などで環境に配慮した製品を生産者に要求していますので、環境配慮製品が売れるように、ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟするものです。評価軸は今後追加されると思われますが、地球温暖化軸、資源消費軸と化学物質管理軸です。化学物質は RoHS 指令の特定有害 6 物質の使用状況になっています。対象商品は、先行 10 品目が公開されました。
(1)冷凍冷蔵庫
(2)ﾌｧｸｼﾐﾘ

(3)デンキジャーポット
(4)テレビ
(5)洗濯機
(6)パソコン
(7)エアコン
(8)プリンター
(9)蛍光灯
(10)複写機

さらに、平成 17 年度中に 17 分類 201 品目の追加が検討されています。
(1)一般家庭（炊事・洗濯）
電子レンジ・食器洗い乾燥機・衣類乾燥機など
(2)一般家電関連（生活）
電気便座・石油ストーブ・ファンヒーター・電気カーペットなど
(3)AV 関連機器
DVD プレイヤー・デジタルカメラなど
(4)OA 機器関連
複合機・液晶プロジェクターなど
(5)生活・輸送用品関連
コピー用紙・文房具類・家具類・自動車用タイヤなど
(6)サービス関連
太陽光発電システム・システムバスルームなど
RoHS 指令の対象とならない製品群については、「安全・安心」という観点で、その製品の環境特性に応じた他のより適切な評価方法に切り替えるとされています。
情報は、次から入手できます。
http://www.lifecycle2.jp/

参考資料
グリーン購入（環境省）http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/index.html

添付資料２　法令

国内法令
－　環境配慮促進法　－

情報更新日　2006/02/09

法令の名称　環境配慮促進法
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

適用地域

施行（予定）　平成 17 年 4 月 1 日

法令の目的　環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要である。このため、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国、事業者等の責務を明らかにする。特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずる。

適用対象

適用除外

法令のポイント　環境配慮等の状況の公表を促進するために、国及び地方公共団体、事業者の責務及び国民の責務が明確にされている。事業者は環境に配慮した事業活動や製品に関わる環境情報を環境報告書で公表する責務がある。環境情報の定義は、事業活動に係る環境配慮等（環境負荷低減活動など）の状況に関する情報、製品その他の物又は役務に係る環境への負荷の低減に関する情報となっている。

DfE 留意事項　環境情報は事業活動だけでなく、製品や役務に関する環境への負荷の低減に関する事項が含まれ、環境報告書に記載する事項も含まれている。材料等の選択では、サプライヤの環境情報を勘案して購入などをする。

法令の背景　事業者は経済活動の広がり事業活動による環境影響の規模の広がりを見せている。事業者には、環境保全のための新技術開発、DfE の取り組みや生産、流通、廃棄段階での取り組みなどが求められ、国民からも期待が高まってきている。事業者の環境に配慮した事業活動について、事業者がさまざまな関係者（ステークホルダー）とコミュニケーションをとるために、事業者が積極的に「環境配慮の取り組み」情報を環境報告書などで提供する必要が高まってきている。これらの動向を踏まえて、環境報告書の普及と信頼性向上の制度的枠組み作り、環境報告書を社会全体として積極的に活用し、事業者の積極的な環境配慮の取り組みを促進する条件整備が求められている。

法令の構成　本文　17 条　附則 4 条

法令の解説　(1) 事業者の責務（第 4 条）

事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努めるとともに、他の事業者に対し、投資その他の行為をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとする。環境情報とは、第 2 条（定義）で、「事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報及び製品その他の物又は役務（以下「製品等」という。）に係る環境への負荷の低減に関する情報」としています。環境への負荷の低減に関する情報であることに留意する必要が

あります。事業活動で材料購入や投資する場合などは、取引先、投資先などの環境情報を得て、その情報を勘案して材料購入や投資をすることを求めています。

(2) 製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供　（第 12 条）

事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨その他のその製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供を行うように努めるものとする。第 4 条の逆の関係です。企業間取引、消費者向けを問わず、製品等（製品その他の物又は役務）の環境情報の提供を求めるものです。提供された環境情報を基に商品選択を促すものです。

(3) 環境報告書の記載事項等　（第 8 条）

主務大臣は、事業活動に係る環境配慮等の状況の公表に係る慣行その他の事情を勘案して、環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法（以下「記載事項等」という。）を定めなければならない。記載事項として次が定められています。環境報告書の記載事項等として 7 項目が提示されています。各項目の具体的な内容については、次のような事項に事業者が自主的に決定して記載するものとされています。

1) 事業活動に係る環境配慮の方針等について

経営トップによる事業活動に係る環境配慮について、社会に対するコミットメントとして、代表者自らの認識又は見解を記載する。

2)主要な事業内容、対象とする事業年度等について

事業者の基礎的な情報や環境報告書の前提となる「組織の範囲」情報などを記載する。

3)事業活動に係る環境配慮の計画について

環境配慮の計画には、具体的な目標と目標達成のための手段を含める。

目標は数値化が望ましく、困難な場合は定性的な記述とする。

4)事業活動に係る環境配慮の取組の体制等について

目標を達成するための取組を行う体制や運営についてのルールを事業者それぞれの実情に応じた内容を記載する。

5)事業活動に係る環境配慮の取組の状況等について

環境への負荷の程度を示す数値の記載又は記録にあたっては、著しい影響をもつか又はもちうる環境への負荷に配慮し、重要な環境への負荷の程度を示す数値を選択する。

例えば、

・物品等の調達規模の大きな事業者：グリーン購入・調達の状況（割合など）

・事業活動に伴うエネルギー利用規模の大きな事業者：エネルギーの投入量（各エネルギーを熱量に換算するなど）

・業活動に伴う潜在的な環境リスクが大きな事業者：環境リスク対策の状況

6) 製品等に係る環境配慮の情報について

製品等を購入又は利用しようとする他の事業者や消費者等へ環境への負荷の低減に関する主要な内容（環境への負荷の低減に寄与する機能、期待される効果、環境への負荷の程度及び低減の実績など）を記載する。

7) その他について

環境報告書の作成･公表にとどまらず、報告書の利用者等との交流を深めるために行った取組（アンケートの実施、対話集会の開催など）や重要な法令違反、環境関係の訴訟事件の状況、事業所周辺の住民等による苦情の状況、環境に影響を及ぼす構内災害や事故など組織にとって不利益をもたらす可能性のある情報についても、今後の改善や再発防止等の対策を含めて記載する。

(4) 中小企業者に対する措置 （第 11 条 2項）

国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるようにするため、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

大企業は環境配慮等の状況の公表の行うように努めなければなりません。中小企業については 国が支援をします。中小企業者に対する情報提供ツールの提供･支援として、環境配慮の取組状況を簡易な方法で公表することができる中小企業向けプログラム「エコアクション 21」の普及促進を図られています。

(5) 特定事業者

特定事業者（特別の法律によって設立された法人であって、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況その他からみたその事業の国の事務又は事業との関連性の程度、協同組織であるかどうかその他のその組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるものをいう。）は、独立行政法人や国立大学など 91 事業者が特定されています。特定事業者は、て率先して環境配慮の取組状況を公表するために、環境報告書を作成･普及する“モデル”となっています。

参考資料

環境省総合環境政策局環境経済課

http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/formulate_entries.html

http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/tebiki.pdf

添付資料２　法令

国内法令
－　消費者基本法　－

情報更新日	2006/02/09
法令の名称	消費者基本法
適用地域	
施行（予定）	平成 16 年 6 月 2 日（最終改正）
法令の目的	消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。
適用対象	
適用除外	
法令のポイント	平成 16 年 6 月 2 日の改正で、消費者保護基本法から消費者基本法に改められた。 基本理念（第 2 条）が新設された。 (1)消費者の権利の尊重及びその自立の支援 (2)事業者の適正な事業活動の確保と消費者の特性への配慮 (3)高度情報通信社会への的確な対応 (4)国際的な連携の確保 (5)環境の保全への配慮 基本理念により、各条項が改正、新設された。
DfE 留意事項	消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を踏まえて、供給する商品及び役務について、情報提供や環境の保全に配慮し品質を向上させるなどの責務が有る。
法令の背景	金融商品、ネット取引、高齢者などを中心にした消費者トラブルが急増し、また、BSE 問題、偽装表示やトラブル隠しなど消費者の暮らしに直結した事件が続発している。さらに、経済活動の国際化が進展し、インターネットを使った犯罪や国際的な取引をめぐるトラブルが急増している。従来の消費者政策を再構築し、現在の経済社会にふさわしいものに変えていくことを目的に、昭和 43 年に制定された「消費者保護基本法」の抜本的な見直しが行われ。名称を「消費者基本法」として「消費者の権利」や消費者の自立支援のための「事業者の責務」どが盛り込まれた。
法令の構成	4章 29 条
法令の解説	(1) 消費者の権利 第 2 条の基本理念で、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差があることを踏まえて、消費者の 8 つの権利が明確にされ尊重する施策が推進されます。 1) 消費生活における基本的な需要が満たされること 2) 健全な生活環境が確保されること 3) 消費者の安全が確保されること 4) 商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること 5) 消費者に対し必要な情報が提供されること

6) 教育の機会が提供されること

7) 消費者の意見が消費者政策に反映されること

8) 消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること

また、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるように、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならないとされています。

(2) 事業者の責務等（第 5 条）

事業者は、第 2 条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務が有ります。

1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

3) 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

5) 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。環境に配慮した事業活動の推進と DfE の実践上は、消費者の安全確保、環境の保全に配慮、品質等の向上、自主基準の作成などで消費者の信頼を得ることが求められています。

(3) 事業者の留意事項

事業者は国や地方公共団体の消費者政策に協力しなければなりませんが、次のような事項に留意する必要があります。

1) 安全の確保 （第 11 条）

国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策への協力

2) 消費者契約の適正化等（第 12 条）

消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策への協力

3) 規格の適正化（第 14 条）

商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策への協力

4) 広告その他の表示の適正化等（第 15 条）

消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策への協力

参考資料

内閣府国民生活局消費者企画課 http://www.consumer.go.jp/kankeihourei/kihon/index.html